

北本市

困りごとと相談支援 ガイドブック



子育てのこと
P.12

教育のこと
P.26

心身の
障がいのこと
P.30

高齢者・介護
サービスのこと
P.38

心身の
健康のこと
P.52

保険のこと
(健康保険・年金)
P.56

生活のこと
(お金・住まい・仕事)
P.72

暴力・虐待・
人権侵害のこと
P.80

消費生活に
関すること
P.83

福祉の窓口
および相談
P.84

北本市

【PICK UP】

困っていませんか？ あなたのまわりのS O S 2

【本編】

北本市困りごと相談支援ガイドブック

1章	子育てのこと	8
1.	妊娠・出産について	10
2.	保育施設・学童保育室について	13
3.	お金の支援・免除について	15
4.	心身の障がい（子ども）	18
5.	子育て支援について	19
2章	教育のこと	24
3章	心身の障がいのこと	28
1.	手帳について	29
2.	障害者手帳で利用できるサービス	30
3.	障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）	34
4章	高齢者・介護サービスのこと	36
1.	高齢者福祉サービス	38
2.	地域包括支援センター	42
3.	介護保険について	43
4.	介護保険で受けられる主なサービス	46
5章	心身の健康のこと	50
1.	成人保健について	51
2.	おとなの方が受けられる予防接種	53
3.	その他	54

6章 保険のこと（健康保険・年金） 55

- 1. 国民健康保険 57
- 2. 後期高齢者医療制度 62
- 3. 国民年金について 66
- 4. その他の給付などについて 69

7章 生活のこと（お金・住まい・仕事） 71

- 1. お金・金銭管理・子どもの学習への支援 73
- 2. 就労・就職 74
- 3. 住まい 75
- 4. 相続（亡くなってからのこと・生前にできること） 77
- 5. 成年後見 78

8章 暴力・虐待・人権侵害のこと 79

9章 消費生活に関すること 82

福祉の窓口および相談 83

- 北本市役所 83
- 福祉総合相談窓口 84
- 子どものための相談窓口 84
- 障害者相談支援事業所 84
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター 85
- 埼玉県鴻巣保健所 85
- 埼玉県立精神保健福祉センター 85
- 埼玉県障害者交流センター 85
- 民生委員・児童委員、主任児童委員 86
- 聴覚障害者相談員 86
- 地域包括支援センター 86
- 北本市シルバー人材センター 86
- 北本市社会福祉協議会 86
- 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと） 86
- 発達障害についての相談窓口 87
- 埼玉県高次脳機能障害者支援センター 87
- 性的少数者（LGBTQ）のための相談窓口 87

1章

2章

3章

4章

5章

6章

7章

8章

9章

福祉の
窓口・相談

困っていませんか？

あなたのまわりのSOS

●ヤングケアラー

家族や友人などの介護、看護、生活上の世話を無償でしている人のことを「ケアラー」、そのうち18歳未満の方を「ヤングケアラー」と呼んでいます。

特にヤングケアラーは、見過ごされる傾向があります。家族のことは家族でしないといけないと思っている、ケア負担に本人が気付きにくく、声を出しにくい、ケアをしている子どもの悩みを聞いてくれる人や場がないといった理由で、気付くことが難しい状況です。本人は当たり前だと思っていて「困っていない」と感じている場合もあり、かわり方に気を付けることが大切です。

すべての子ども達が、ライフチャンスに平等に持ち、潜在能力を最大限開花できるよう支援をしていく必要があります。

▶対象の方の状況別相談先

ケアをしている相手の状況	相談に応じる窓口							
祖父母等の高齢者	①				⑤	⑥	⑦	⑧
親やきょうだい等が障がい者	①	②	③			⑥	⑦	⑧
親、祖父母等が病気や難病	①	②	③	④		⑥	⑦	⑧
親、祖父母等が依存症（アルコール、薬物等）	①			④		⑥	⑦	⑧
幼いきょうだいの世話（親が養育困難等）	①					⑥	⑦	⑧
上記の状況が複数ある場合 例：親が病気のため親のケアと妹の養育が必要	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

	担当課	連絡先
①	子育て支援課 児童相談担当	048-511-7702
②	障がい福祉課 相談支援担当	048-594-5535
③	障害者相談支援事業所	
	生活支援センター夢の実	048-501-8613
	生活相談支援センターしゃろーむ	048-598-7099
	相談支援事業所あすなろ	048-594-7715
④	健康づくり課 母子保健担当・健康推進担当	048-594-5544・5
⑤	北本市地域包括支援センター	
	東センター	048-577-5100
	西センター	048-591-3495
	きたもと寿苑	048-590-1000
	北本社協	048-590-4011
⑥	学校教育課 指導担当	048-594-5564
⑦	教育センター 指導担当	048-591-2176
⑧	福祉総合相談窓口（共生福祉課 地域共生担当）	048-594-5517

●ひとり親の方、ひとり親になるかもしれない方

相談内容	想定される主な支援・相談先
生活・お金のことで困っている	▶ 児童手当 …p.15 ▶ 児童扶養手当 …p.15 ▶ 特別児童扶養手当 …p.15 ▶ こども医療費助成 …p.16 ▶ ひとり親家庭等医療費助成 …p.16 ▶ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 …p.17 ▶ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 …p.17,74 ▶ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 …p.17,74 ▶ 生活保護 …p.73 ▶ 生活困窮者自立支援制度 …p.73 ▶ 生活福祉資金の貸付 …p.73
離婚や療育費に関する相談	▶ 法律相談 …p.77,82 詳細：法務省「認証紛争解決サービス（かいけつサポート）」 埼玉司法書士会「はなしあい解決支援センター“いっぽ”」
働きたい 働ける場所を探している	▶ 生活困窮者自立支援制度 …p.73 ▶ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 …p.17,74 ▶ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 …p.17,74



●8050（はちまるごまる）

80歳代の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯のこと。

ひきこりの長期高年齢化と親の高齢化につれて深刻な困窮に陥る可能性が指摘されています。

親の介護

相談内容	想定される主な支援・相談先
高齢の家族の身の回りの世話や支援をしてほしい	▶ 緊急時通報システム …p.38 ▶ 配食サービス …p.38 ▶ 寝具洗濯・乾燥・消毒 …p.38 ▶ 日常生活用具の給付 …p.38 ▶ 認知症高齢者等見守りシール …p.38 ▶ ちょこっと困りごとサービス …p.40 ▶ 家事援助サービス …p.41 ▶ ねたきり老人訪問理美容サービス事業 …p.41 ▶ 福祉移送サービス …p.41
手当や補助金について知りたい	▶ 介護者手当 …p.39 ▶ 紙おむつの助成 …p.39 ▶ 訪問介護サービス等利用者負担額助成 …p.39 ▶ 家族介護慰労金 …p.40 ▶ 障害者控除対象者認定通知 …p.49 ▶ おむつに係る費用の医療費控除 …p.49
要介護（要支援）認定を受けたい 介護保険サービスが高くて困っている	▶ 要介護認定の申請 …p.44 ▶ 介護保険サービスを利用したときの利用者負担について …p.48
お互いの行動が理解できずイライラしてしまう どのように対応したらよいか困っている	▶ 地域包括支援センター …p.42 ▶ 福祉総合相談窓口 …p.84

自分（親）が亡くなったあとのこと

相談内容	想定される主な支援・相談先
働きたい 働ける場所を探している	▶ 求人相談（無料職業紹介所） …p.74 ▶ 生活困窮者自立支援制度 …p.73 ▶ 就労移行支援 …p.35,74 ▶ 就労継続支援（A型・B型） …p.35,74 ▶ 就労定着支援 …p.35,74
住む場所を探したい	▶ 公営住宅等の入居について …p.75 ▶ 地域密着型サービス（介護保険サービス） …p.47,76 ▶ 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付） …p.34,76
自分が亡くなる前・高齢の親族が亡くなる前にどのような準備をしたらよいか	▶ 法律相談 …p.77,82 ▶ 北本市「わたしの」整理帳＜エンディングノート＞ …p.77

ひきこもり・依存症等の相談

相談内容	想定される主な支援・相談先
ところやからだの相談がしたい （依存症・ひきこもり・うつを含む）	▶ 成人健康相談 …p.52 ▶ こころの相談 …p.52 ▶ 埼玉県立精神保健福祉センター …p.54, 85 ▶ 埼玉県鴻巣保健所 …p.54, 85

●近所の人のこと

相談内容	想定される主な支援・相談先
お金の貸し借り、物を壊してしまったなどのトラブルについて話したい	▶ 法律相談 …p.77,82 詳細：法務省「認証紛争解決サービス（かいけつサポート）」 埼玉司法書士会「はなしあい解決支援センター“いっぽ”」
閉じこもり、ごみ屋敷など、心配な人がいる	▶ 福祉総合相談窓口 …p.84 ▶ 市民相談 …p.83

●外国籍市民・日本語が難しい方

詳細：生活・就労ガイドブック（出入国在留管理庁監修）（多言語版）

生活・仕事ガイドブック（出入国在留管理庁監修）（やさしい日本語版）

（公財）埼玉県国際交流協会 外国人総合相談センター埼玉

▶相談内容 そうだん ないよう

一般（生活）相談 せいかつの そうだん

- 生活全般に関する相談に対応
まいにちの せいかつ についての そうだん
- 多言語で埼玉県の情報を提供
いろんな ことばで さいたまけんの
じょうほうを しらせます
- 専門相談の予約受付
しごと の もんだい、ほうりつの そうだん
など よやくを うけます

専門相談 せんもん そうだん

- 専門家による対面相談（予約が必要です）
こまったことについて よくしっている ひと
に そうだんします。（よやくが いります。）
- 入管相談
- 法律相談
- 労働相談
- 福祉相談

▶相談日時 そうだん にちじ

月曜日～金曜日（祝日及び12月29日から1月3日までを除く）9:00～16:00

▶対応言語 たいおうげんご

13 言語

- 英語（English）
- スペイン語（Español）
- 中国語（中文）
- ポルトガル語（Português）
- 韓国・朝鮮語（한국・조선어）
- タガログ語（Tagalog）
- タイ語（ภาษาไทย）
- ベトナム語（Tiếng việt）
- インドネシア語（Bahasa Indonesia）
- ネパール語（नेपाली）
- ロシア語（Русский）
- ウクライナ語（український）
- やさしいにほんご

▶相談方法 そうだん ほうほう

電話（でんわ）048-833-3296

FAX（ふあっくす）048-833-3600

電子メール（でんしめーる）sodan@sia1.jp

来所（らいしょ）埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎 3 階

さいたまけん さいたまし うらわく きたうらわ 5-6-5 うらわ ごうどう ちょうしゃ 3 かい

JR 京浜東北線北浦和駅西口徒歩約 10 分

▶HP「<https://sia1.jp/foreign/advice/>」



東京出入国在留管理局さいたま出張所

- ▶相談内容 **そうだん ないよう**
在留カードのこと
- ▶相談日時 **そうだん にちじ**
9 時～16 時（土・日曜日、休日を除く）
- ▶相談方法 **そうだん ほうほう**
電話 048-851-9671
FAX 048-851-9685

法テラス埼玉 外国人相談

- ▶相談内容 **そうだん ないよう**
外国人の方が抱える結婚、離婚、相続、労働問題など民事全般
- ▶相談日時 **そうだん にちじ**
毎月第 2・4 水曜日 13 時～16 時
- ▶相談方法 **そうだん ほうほう**
事前予約が必要になります
電話 0570-078312（ほうてらす さいたま）
- ▶Multilingual Information Service（多言語情報提供サービス）
電話 0570-078377（つうやくするひとにつながります）
Monday to Friday from 9 am to 5 pm
たいおうげんご：英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語・ネパール語・タイ語・インドネシア語
※0570-078377 は「外国語対応職員」が通訳して、法テラスの職員と三者間通話ができます。

「やさしい日本語」の作り方（埼玉県ホームページ）

1. 簡単な言葉に言い換え、漢字にルビをふるか、ひらがなに。
2. 一つの文を短くし、文節に分ける。主語、述語は一組の簡単な構造にする。
3. カタカナ語と外来語は使わない。擬態語（めちゃくちゃ等）や擬音語（ゴロゴロ等）は使わない。
4. 動詞を名詞化したものは使わない。あいまいな表現と二重否定は使わない。
5. 元号は西暦に、年月日を用いる。時間は 12 か 24 時間表示に統一する。



1章 子育てのこと

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 妊娠・出産について |p.10 |
| 2. 保育施設・学童保育室について |p.13 |
| 3. お金の支援・免除について |p.15 |
| 4. 心身の障がい（子ども） |p.18 |
| 5. 子育て支援について |p.19 |



相談内容	案内する事業・項目
妊娠しました	▶ 妊娠届と母子健康手帳の交付 …p.10 ▶ 妊婦訪問 …p.10 ▶ 赤ちゃん訪問・産婦訪問 …p.10 ▶ 乳幼児相談 …p.10
子どもを預けたい	▶ 保育施設の入所申込み …p.13 ▶ 一時預かり事業 …p.13 ▶ 病児保育事業 …p.14 ▶ 病後児保育事業 …p.14 ▶ ステーション保育事業（送迎保育） …p.14 ▶ 放課後児童クラブ …p.14 ▶ ファミリー・サポート・センター …p.21
手当や補助金について知りたい	▶ 各種手当 …p.15 ▶ 医療費の助成・給付 …p.16 ▶ その他 …p.17
子どもの発達・育児について知りたい 子育て仲間が知りたい 気軽に相談にのってほしい	▶ 乳幼児健康診査 …p.10 ▶ 乳幼児相談 …p.10 ▶ 予防接種 …p.11 ▶ 育児相談 …p.19 ▶ ことばの相談 …p.19 ▶ 教育相談 …p.20 ▶ 彩の国 よりそうみんなの 電話・メール教育相談 …p.20 ▶ 子どもの権利に関する相談 …p.20 ▶ 民生委員・児童委員（主任児童委員） …p.21 ▶ ファミリー・サポート・センター …p.21 ▶ 地域子育て支援拠点 …p.22
子どもに障がいがある	▶ 児童の通所施設 …p.18 ▶ 自立支援医療制度（育成医療） …p.16,18 ▶ 障害者歯科診療 …p.18 ▶ 心身に障がいのある子どもの就学相談 …p.19
虐待のおそれがある	▶ 児童虐待の防止 …p.22
里親になりたい	▶ 里親制度 …p.23

1. 妊娠・出産について

詳細：きたもと子育て応援ガイドブック、子どもの予防接種・健診等予定表

妊娠届と母子健康手帳の交付

問 健康づくり課 母子保健担当 ☎ 594-5544

妊娠していることが分かったら、健康づくり課に「妊娠届」を提出して「母子健康手帳」の交付を受けましょう。届け出には、妊娠週数・出産予定日・医療機関名・個人番号（マイナンバー）等を記入していただきます。母子健康手帳は、妊娠中のお母さんの健康状態と、お子さんの成長や予防接種の記録をするものです。

※北本市では、母子健康手帳交付時に、「妊婦健康診査助成券」・「妊婦歯科健康診査無料クーポン券」を交付しています。健やかな妊娠・出産のために「妊婦健康診査」を必ず受けましょう。また妊娠中の相談をお受けします。詳しい内容につきましては、担当課にお問い合わせください。

妊婦訪問

問 健康づくり課 母子保健担当 ☎ 594-5544

妊婦さんを対象に、保健師や助産師がご家庭を訪問し、健康状態の確認や、妊娠中の不安や悩みについての相談などをお受けします。

赤ちゃん訪問・産婦訪問

問 健康づくり課 母子保健担当 ☎ 594-5544

生後4か月前の赤ちゃんのいるご家庭に保健師や助産師が訪問します。訪問の際には、赤ちゃんの体重をはかったり、育児についての相談やお母さんの心身の相談などをお受けします。事前に、担当者が電話でご連絡し、訪問時期をご相談のうえ、決めさせていただきます。

乳幼児健康診査

問 健康づくり課 母子保健担当 ☎ 594-5544

4か月児健診

身体測定、内科健診（運動発達の検査・心臓病や股関節の異常等早期発見）、育児・栄養相談

1歳6か月児健診

身体測定、内科健診（歩行の確認）、歯科健診、歯科指導、育児・栄養相談

3歳児健診

身体測定、内科健診、歯科健診、歯科指導、育児・栄養相談、尿検査、視覚検査、屈折検査（家庭での検査）、聴覚検査（家庭での検査）

乳幼児相談

問 健康づくり課 母子保健担当 ☎ 594-5544

乳幼児育児相談

0歳から3歳児健診前の乳幼児を対象として、身体測定・発達の観察・育児の心配事や食事の相談などに、保健師・栄養士が応じています。

9か月児育児相談

身体測定、運動発達の観察、育児の心配事や離乳食の相談などに、保健師・栄養士が応じています。

予防接種

問 健康づくり課 健康推進担当 ☎ 594-5545

現在、市で行っている予防接種は、すべて医療機関で行う個別接種です。

定期予防接種

法律で決められている予防接種です。個人の健康だけでなく、他の人に病気をうつさないためにも予防接種は必要です。

種類		対象時期	回数
ロタウィルス (1価又は5価)	1価	生後6週0日～24週0日	2回
	5価	生後6週0日～32週0日	3回
ヒブ ^{※1} (インフルエンザ菌b型)	初回 追加	生後2か月～5歳の誕生日の前日 *標準的な接種開始時期は生後2～7か月です	1～4回
肺炎球菌 ^{※1}	初回 追加	生後2か月～5歳の誕生日の前日 *標準的な接種開始時期は生後2～7か月です	1～4回
B型肝炎		1歳の誕生日の前日まで *標準的な接種開始時期は生後2か月です。	3回
B C G	—	1歳の誕生日の前日まで *標準的な接種期間は生後5か月～8か月です	1回
4・5種混合 ^{※2} (ジフテリア・百日せき・ 破傷風・ポリオ・ヒブ)	1期	生後2か月～7歳6か月になる前日	4回
2種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期	11歳～13歳の誕生日の前日	1回
麻しん・風しん(麻しんと 風しんをそれぞれ接種する ことも可能です)	1期	1歳～2歳の誕生日の前日	1回
	2期	幼稚園等の年長の年(4月1日～3月31日まで)	1回
水痘 ^{※3}	—	1歳～3歳の誕生日の前日	2回
日本脳炎 ^{※4}	1期	3歳～7歳6か月になる前日	3回
	2期	9歳～13歳の誕生日の前日	1回
子宮頸がん (ヒトパピローマウイルス 感染症)	—	小学6年生～高校1年生相当 ※令和4年4月1日から令和7年3月31日までの時限 措置で、平成9年4月2日から平成18年4月1日まで に生まれた女子も対象になります。	3回 ^{※5}

※1 「ヒブ」「肺炎球菌」は接種開始時期によって、接種回数が異なります。

※2 令和6年4月から、ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオにヒブが加わった、5種混合ワクチンが使用できるようになります。

※3 今までに水痘(水ぼうそう)にかかった人は対象となりません。

※4 平成21年10月1日以前の生まれの人は、積極的勧奨の差し控えにより、接種を見合わせていた方への特例措置があります。詳しくは係までご相談ください。

※5 今後変更になることがあります。詳しくは、お問合せください。

任意予防接種

個人の希望により接種します。北本市では、次のとおり費用の一部補助を行っています。

種 類	対象時期	回 数	補助概要
ロタウィルス※1	2回法 生後6週0日～24週0日	2回	1回 5,000円
	3回法 生後6週0日～32週0日	3回	2～3回まで
おたふくかぜ※2	1歳～幼稚園等の年長の年の 3月31日	1～2回	1回 3,000円 1回まで
インフルエンザ	1歳～7歳の誕生日の前日	年度2回	1回 1,000円 年度2回まで

※1 令和2年8月1日以降生まれで、令和2年10月1日より定期接種する人は対象となりません。

※2 今までおたふくかぜにかかった人は対象となりません。

○補助を希望する場合は、母子健康手帳など受けた人の名前や接種日、予防接種の種類が分かるもの及び振込先が分かるものを持参し、健康づくり課に接種日から5年以内に申請してください。医療機関は国内であれば対象となります。

2. 保育施設・学童保育室について

詳細：きたもと子育て応援ガイドブック

保育施設の入所申込み

問 保育課 保育担当 ☎ 594-5538

▶対象者

保護者が働いていたり、病気などのため家庭で保育ができない就学前のお子さん

施設名		児童受入れ開始時期	住所	電話	
公立	中央保育所	生後 6 か月から	栄 1-2	☎593-2315	
	深井保育所	生後 6 か月から※	深井 4-2	☎542-8418	
	東保育所	生後 6 か月から	本宿 7-80-1	☎590-1100	
民間	保育園	高尾保育園	生後 8 週間から	高尾 8-180	☎591-8400
		中丸保育園	生後 6 か月から	二ツ家 2-45	☎592-5578
		みなみの森保育園	生後 6 か月から	緑 3-304	☎598-4480
		緑の詩保育園	生後 6 か月から	深井 3-157	☎540-3377
	認定こども園	きたもと幼稚園	2 歳児クラスから	宮内 7-71	☎591-4653
		せぎね幼稚園	3 歳児クラスから	本町 5-34	☎591-4658
		いしと幼稚園	2 歳児クラスから	荒井 3-57	☎591-2457
		ふじ幼稚園	2 歳児クラスから	宮内 2-77	☎591-4659
		みなみ絵本のこども園	生後 6 か月から	本町 4-43	☎591-0560
		北本東スマイルこども園	生後 6 か月から	二ツ家 3-28	☎590-2222
	地域型 保育事業所	ことりの詩保育園	生後 6 か月から	深井 3-160-1	☎540-5900
		保育室びおもす	生後 6 か月から	中丸 9-257	☎580-7187
		埼玉ヤクルト保育園 北本もぐもぐ保育ルーム	生後 6 か月から	本町 4-22-2	☎080-4145-3904

▶入所申込み

保育施設の入所申込みは、保育課保育担当で随時受け付けています。ただし、毎年 4 月の入所申込みについては、別に受付期間を設けています。

※受入開始時期、施設の受入体制や申請数により変更される場合があります。

一時預かり事業

▶対象者

保護者が就労、通院、職業訓練、病気や出産で入院する、保護者がリフレッシュを図るため等、一時的に保育が必要となる就学前のお子さん

施設名	住所	電話
北本東スマイルこども園	二ツ家 3-28	☎590-2222
Cocco ルーム北本（コープ北本店 3 階）	本宿 5-89-1	☎592-4039
東保育所	本宿 7-80-1	☎590-1100

▶申込み

保育園（施設）へ直接申し込んでください。

病児保育事業

▶対象者

傷病または傷病回復期にある生後10か月から小学校3年生までのお子さん

北里大学メディカルセンター病児保育室	荒井 6-100	☎593-1785
--------------------	----------	-----------

▶申込み

病児保育室へ直接申し込んでください。

病後児保育事業

▶対象者

傷病の回復期にある生後6か月から小学6年生までのお子さん

東保育所	本宿 7-80-1	☎590-1100
------	-----------	-----------

▶申込み

保育所へ直接申し込んでください。

ステーション保育事業（送迎保育）

問 保育課 保育担当 ☎ 594-5538

指定施設に在籍している児童で開所時間に送迎困難な保護者が、朝の通勤時に児童を「保育ステーション」に預けます。預けられた児童は、バスの送迎により指定施設において日中保育を受けます。夕方、児童は再びバスの送迎により「保育ステーション」に戻り、帰宅途中の保護者が引き取ります。

放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、小学校児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るための施設です。

施設名	住所	電話
キッズクラブ北本西	中央 4-68-1	☎594-7388
キッズクラブ北本南	二ツ家 2-20	☎580-7244
中丸学童保育室	宮内 7-142-2	☎591-8005
南学童保育室	緑 3-387	☎591-1315
西学童保育室	本町 7-3	☎591-8591
西第二学童保育室	本町 7-3	☎594-1062
東学童保育室	中丸 6-65	☎591-8911
東第二学童保育室	中丸 6-65	☎593-6253
石戸第二学童保育室	栄 1-1	☎591-3737
石戸学童保育室	荒井 2-320	☎592-6636
北学童保育室	深井 4-45	☎542-8567
北第二学童保育室	深井 4-45	☎541-5173
中丸東学童保育室	中丸 10-350-2	☎593-4636

3. お金の支援・免除について

詳細：きたもと子育て応援ガイドブック

1 章

子育てのこと

各種手当

名称	概要	受付窓口
児童手当	【支給月額（所得制限あり）】 ・ 0～3 歳未満（一律）15,000 円 ・ 3 歳～小学校修了前（第 1 子・第 2 子）10,000 円 ・ 3 歳～小学校修了前（第 3 子以降）15,000 円 ・ 中学生（一律）10,000 円 ・ 所得制限額以上、所得上限限度額未満の場合は、子ども 1 人につき 5,000 円 ※今後、制度が改正される可能性があります。	子育て支援課 子育て支援担当 ☎594-5537 ※公務員の場合は勤務先
児童扶養手当	父母の離婚、父又は母の死亡などによって父又は母と生計を同じくしていない児童、父又は母に一定の障がいのある児童を養育している方に支給します。（所得制限あり）	子育て支援課 子育て支援担当 ☎594-5537
多子出産祝金	多子世帯の経済的負担を軽減し、児童の人口増に寄与することを目的に、第 3 子以降のお子さんが産まれた保護者などに、5 万円の出産祝金を支給します。 ※今後、この事業は変更になる場合があります。	子育て支援課 子育て支援担当 ☎594-5537
障害児福祉手当	20 歳未満であって、身体障害者手帳 1 級の一部若しくは 2 級の一部の方、療育手帳 ^④ の方又は常時介護を要する精神障がい者その他これと同程度の障がいを有する方（施設入所者、障がいを支給事由とする公的年金受給者、扶養義務者等の所得が一定以上の場合は支給されません。）。	障がい福祉課 給付担当 ☎594-5504
特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障がいのある子ども（20 歳未満）を養育している方（本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定以上の場合、または子どもが施設等に入所している場合、障がいを支給事由とする公的年金を受給している場合は支給されません。）。	障がい福祉課 給付担当 ☎594-5504
交通遺児手当	交通災害により父若しくは母又は父母とも失った就労していない 18 歳以下の児童生徒を養育している方に支給します。 【支給月額】 1 人につき月額 3,000 円	子育て支援課 子育て支援担当 ☎594-5537

医療費の助成・給付

名称	概要	受付窓口
こども医療費助成	高校修了前（満 18 歳の年度末）までのお子さんが医療機関等で診療を受けた場合、保険診療一部負担金が助成の対象となります。	子育て支援課 子育て支援担当 ☎594-5537
ひとり親家庭等医療費助成	母子家庭や父子家庭、父又は母に一定の障がいがある家庭の満 18 歳の年度末までの児童（一定の障がいがある児童は満 20 歳未満まで）とその母（父）又は養育者が医療機関等で診療を受けた場合、保険診療一部負担金が助成の対象となります。（所得制限あり）	子育て支援課 子育て支援担当 ☎594-5537
重度心身障害者医療費助成	1級、2級若しくは3級の身体障害者手帳、㊤、A若しくはBの療育手帳又は1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方等が医療機関等で診療を受けた場合、医療機関の窓口を支払った金額のうち、保険診療一部負担金が助成の対象となります。（所得制限あり）（平成27年1月1日以降に65歳以上で新規又は等級変更により手帳の交付を受けた人は除く）	障がい福祉課 給付担当 ☎594-5504
養育医療	出生体重が 2,000 g 以下又は身体の発育が未熟なままで生まれ、指定医療機関で入院治療を必要とする方に対して、必要な医療費を公費負担する制度です。（保護者の所得により一部自己負担があります。）	健康づくり課 母子保健担当 ☎ 594-5544
小児慢性特定疾病医療	小児慢性特定疾病とは、子どもの慢性疾病のうち、国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の診療にかかる費用等を市が公費で負担する制度です。（保護者の所得税額により自己負担があります。） ※悪性新生物、慢性肝疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消火器疾患	埼玉県 鴻巣保健所 ☎048-541-0249
特定疾患医療	ベーチェット病・パーキンソン病等 53 疾患の医療費が公費負担されます。（年齢制限なし、入院・通院とも対象、一部自己負担があります。）	埼玉県 鴻巣保健所 ☎048-541-0249
自立支援医療（育成医療）	18歳未満の身体に障がいのある児童や、病気を放置すれば障がいを残すと認められる児童であって、指定された医療機関において手術等の治療により効果が期待できる場合に医療費の一部を助成します。（所得制限あり） ※肢体不自由によるもの、視覚障害によるもの、聴覚・平衡機能障害によるもの、音声・言語・そしゃく機能障害によるもの、心臓障害によるもの、肝臓障害によるもの、小腸機能障害によるもの等	障がい福祉課 給付担当 ☎594-5504
自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患（てんかんを含む）で病院に継続的に通院する方で、指定医療機関へ通院する場合、世帯の所得状況に応じて月の負担額を設定し医療費の一部を助成します。（所得制限あり）	障がい福祉課 給付担当 ☎594-5504

その他

名称	概要	受付窓口
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父及び寡婦の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。生活資金、就学資金などの福祉資金があります。（所得制限あり） ※申請書は市役所子育て支援課に提出してください。	東部中央福祉事務所 ☎048-737-2359
就学援助	経済的事情により教育の機会が失われないように、小・中学校で必要な学用品費、学校給食費等の一部を補助します。	学校教育課 学事担当 ☎594-5563
J R 通勤定期乗車券の割引制度	児童扶養手当を受けている（全部支給停止の方は除きます）世帯の世帯主又は世帯員が J R を利用する場合は、通勤定期乗車券の割引制度があります。 ※他の割引（学割等）との併用はできません。	子育て支援課 子育て支援担当 ☎594-5537
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童及び寡婦の一時的疾患などにより、日常生活に支障が生じた場合に家庭生活支援員を派遣して、児童の世話・食事の準備や買い物など、日常生活の一般的な世話をします。	子育て支援課 子育て支援担当 ☎594-5537
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父又は母の就労を目的とした能力開発の取り組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講し、修了した場合に経費の一部を支給します。 なお、修学開始前に事前相談が必要です。	子育て支援課 子育て支援担当 ☎594-5537
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の父又は母が就職に結びつきやすい資格を取得するための養成機関での修学に際し、修学期間中の生活の負担を軽減することを目的に、高等職業訓練促進給付金および高等職業訓練修了給付金を支給します。なお、受講前に事前相談が必要です。所得制限があります。	子育て支援課 子育て支援担当 ☎594-5537
ひとり親家庭等生活相談	ひとり親家庭の父又は母に対して、さまざまな相談に応じ、問題解決に必要な援助を提供します。	東部中央母子・父子福祉センター ☎048-737-2139

4. 心身の障がい（子ども）

詳細：北本市障がい福祉のしおり、きたもと子育て応援ガイドブック

児童の通所施設

北本市立児童発達支援センター（児童発達支援）（保育所等訪問支援）（相談支援）

場 所 北本市高尾1-176

原則、市内に住所があり就学前の心身の発達に障がい、または遅れがあると思われるお子さんに、基本的な生活習慣を身につけることや、社会生活への適応性を高めるために必要な療育・言語指導を行い、発達を支援する施設です。

問 児童発達支援センター ☎ 592-8876

障害児学童保育室すきっぷ（放課後等デイサービス）（相談支援）

場 所 北本市栄1-1

原則、市内に住所があり就学中の心身の発達に障がい、または遅れがあると思われるお子さんに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

問 障がい福祉課 相談支援担当 ☎ 594-5535

自立支援医療制度

問 障がい福祉課 給付担当 ☎ 594-5504

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、利用者負担が過大なものにならないように、所得に応じて月の負担額を設定（これに満たない場合は1割負担）して医療費の自己負担額を軽減する制度です。

障害者歯科診療

問 障がい福祉課 相談支援担当 ☎ 594-5535

▶対象者

心身に障がいのある児童で、一般歯科診療所では治療困難な児童が対象となります。

埼玉県総合リハビリテーションセンター等で歯科治療を希望される場合、北本市で診療予約を行いますので、上記窓口までお問合せください。

なお、かかりつけ歯科医師がいる場合は、紹介状を作成してもらったうえで、直接予約申込みをして構いません。

5. 子育て支援について

詳細：きたもと子育て応援ガイドブック

1 章

子育てのこと

育児相談

子どもの相談

問 子育て支援課 児童相談担当 ☎511-7702

子どもたちが心身ともに健やかに育つように、養育上の問題について相談に応じています。どうすればよいか助言指導し、相談内容に応じて通園施設、児童相談所、小児医療センター等専門機関に紹介し、連携して相談を進めます。また、家庭を訪問して助言指導も行います。

相談員が相談に応じますので、気軽にご相談ください。秘密は厳守されます。

【相談日】毎週月～金曜日 9：00～16：00（無料）

※相談員は、家庭訪問等で不在にしている場合があります。来所して相談を希望される人は、あらかじめ電話で予約をしてお越しください。

ことばの相談

就学児の言語訓練「言語指導教室（ことばの教室）」

問 教育センター 北本市栄1-1 ☎591-2176 Fax591-2176

小学生を対象に言葉の遅れ、発音のきがかかり、読み書きの困難等に対する相談・指導を行っています。

【教室開室日】火・水・木曜日 9：30～15：30

※令和4年度時点です。曜日や時間は年度によって変更する場合があります。

未就学児の相談

問 児童発達支援センター ☎592-8876 保育課保育担当 ☎594-5538

ことばの遅れやどもり、発音のことで心配がある場合はご相談ください。

【日時】毎週月～金曜日 9：00～16：00

【ところ】北本市立児童発達支援センター 高尾1-176

心身に障がいのある子どもの就学相談

問 学校教育課 指導担当 ☎594-5564

市教育委員会では、障がいのあるお子さんの就学、あるいは障がいのあるお子さんの教育に関する相談をお受けしています。就学にあたりご心配やお悩みがありましたら、随時ご相談ください。相談の内容など個人の秘密は守られます。詳細についてはお問い合わせください。

教育相談

問 教育センター 北本市栄1-1 ☎591-2176 Fax591-2176

児童生徒一人一人の教育上の諸問題について面接及び電話による相談や支援を行っています。お気軽にご相談ください。

日時	毎週月～金曜日（火・水・木曜日はカウンセラー在勤） 8：30～16：30
相談方法	・電話による相談 ・面接による相談（保護者のみでも相談に応じます）
相談内容	学校生活や友達関係（不登校・いじめ・情緒不安定・非行問題行動・その他）等、子供の成長に関わる様々な悩み、迷い、不安等の教育相談を行っています。

彩の国 よりそうみんなの電話・メール教育相談

いじめ、不登校、性格、人間関係などの悩みや、不安、成長や発達・障害などによる学校生活や家庭生活の困りごとに関するカウンセリングを行います。

対象は小・中・高校生・原則として18歳までの青少年とその保護者の方です。

埼玉県立総合教育センター

電話	子供用：#7300 又は 0120-86-3192 保護者用：048-556-0874 いずれも毎日 24 時間受付可
Eメール	soudan@spec.ed.jp

子どもの権利に関する相談

問 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当

☎048-590-5011

☎フリーダイヤル（子ども専用）0120-0874-56

子どもや保護者などから、子どもの権利に関する相談に応じ、助言や援助などを行っています。

▶相談の内容

市内に居住、通学、通勤、通所、入所する18歳未満の子どもに関すること。（18歳の高校生も含む。）

▶相談方法

電話、面談、手紙又は相談フォーム

▶受付時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）10：30～18：00（17：15以降の面談は要予約）

民生委員・児童委員（主任児童委員）

問 共生福祉課 地域福祉・監査担当 ☎ 594-5534

お住いの地域において、子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちの見守り活動、子育てに関する心配ごとの相談や支援等を行っています。

ファミリー・サポート・センター

問 北本市ファミリー・サポート・センター ☎592-9965

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育ての手助けをしたい人（協力会員）が会員登録（会員登録は無料）をして、育児の相互援助を行うための組織です。対象は生後6か月から12歳までの子どもです。

地域子育て支援拠点～子育て中の親子さん達のふれあいの場～

市内各地にある「地域子育て支援拠点」は、子育て中の親と子どもたちのつどいの場所です。おしゃべりしたい時、友だちと遊びたい時、ちょっぴり子育てが不安な時など気軽に利用してみてください。心配なことはひとりで悩まないでスタッフに声をかけてくださいね。

名称	場 所	連絡先
北本市立児童館	本町 1-111 北本市立児童館 2 階	☎598-7643
北本市子育て支援センター	本宿 7-80-1 東保育所内	☎590-7676
北本市北本駅子育て支援センター	中央 2-172 北本駅西口ビル 2 階	☎592-9961
中丸保育園子育て支援センター	二ツ家 2-45 中丸保育園内	☎592-5615
Cocco ひろば北本	本宿 5-89-1 コープみらい コープ北本店 3 階	☎592-4039

ブックスタート事業

問 子育て支援課 児童相談担当 ☎511-7702

子どもは、保護者が優しく抱いて、肌のぬくもりを感じさせながら優しい言葉を聞かせることで、豊かな心を持ちます。また、毎日子育てに追われている保護者にとっても、安らぎのひとつになります。

北本市では、絵本を通じて、子どもと保護者が「心」と「ことば」を通わせる、そのかけがえのないひとときを持てただけを願って、「ブックスタート事業」を行っています。乳児健診に参加された子どもと保護者の皆さんに、メッセージを添えて絵本をプレゼントしています。

児童虐待の防止

児童虐待防止法において、子どもが虐待を受けていると思われる場合も通告・通報することが義務付けられています。そのような事態に直面した場合は、警察や下記の関係機関に通告・通報してください。

通告・通報した人の氏名等を、保護者などに伝えることはありません。

子育て支援課 児童相談担当 ☎ 511-7702

埼玉県中央児童相談所 ☎ 048-775-4152

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189

里親制度

問 埼玉県中央児童相談所 ☎ 048-775-4152

里親とは、親の病気や離婚などさまざまな事情によって、あたたかい家庭のぬくもりを求めているお子さんを自分の家庭に迎え入れ、愛情と真心こめて養育してくださる人のことです。里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する人にお子さんの養育をお願いする制度です。養育をお願いする期間は、数日間から数年間までさまざまです。詳しくはお問い合わせください。

2章 教育のこと

相談内容	案内する事業・項目
小学校・中学校に入学・転校したい	▶ 就学時健康診断 …p.25 ▶ 小・中学校の入学・転校手続き …p.25
手当や補助金について知りたい	▶ 就学援助制度 …p.26 ▶ 入学準備金貸付制度 …p.26
不登校・引きこもりのこと 勉強の遅れ・教育のことで悩んでいる	▶ ステップ学級（学校適応指導教室） …p.27 ▶ 生活困窮者自立支援制度（学習支援事業） …p.26 ▶ 教育相談 …p.27 ▶ 彩の国 よりそうみんなの 電話・メール教育相談 …p.27
父母が亡くなった	▶ 交通遺児手当 …p.27



就学時健康診断

問 学校教育課 学事担当 ☎ 594-5563

教育委員会では、学校保健安全法に基づき、次年度の就学予定者に対し、健康の状況を把握し、適正な就学のための必要な助言、支援をするため、就学時健康診断を実施します。

このお知らせは、9月中旬に各家庭へ郵送します。健診は10月に入学予定校で行われますが、通知が届かない、転居予定がある、健診の際に配慮を要することがあるなどのお問い合わせがある場合は、学校教育課まで連絡してください。

小・中学校の入学・転校手続き

問 学校教育課 学事担当 ☎ 594-5563

教育委員会では、小学校は入学する年の1月初旬から中旬に、中学校は入学する前年の11月頃に入学通知書を送付します。国・私立学校などへ入学する場合は、入学先の学校が発行する入学許可書（入学承諾書）等と、送付された入学通知書を学校教育課へ提出してください。転出・転居予定のある方や、学校指定について申立てがある場合は、学校教育課まで連絡してください。

市内転居

- ・学区内転居の場合：新しい住所を担任の先生にお伝えください。
- ・学区外転居の場合：市民課での転居手続時に、転入学通知書が交付されます。発行された転入学通知書を、新たに指定された学校に提出してください。

市外へ転出

学校から在学証明書・教科書給与証明書等の交付を受けてください。その後、転出先の市町村で転入手続きをした後、受け取った書類を指定された学校へ提出してください。

市外からの転入

市民課での転入手続き時に交付される転入学通知書と、前の学校で交付された在学証明書・教科書給与証明書等を新しい学校へ提出してください。引き続き、国・私立学校へ通学する場合は、在学証明書を学校教育課へ提出してください。

転出入に関して、引き続き在学中の学校へ通学を希望される方は、学校教育課にご相談ください。

就学援助制度

問 学校教育課 学事担当 ☎ 594-5563

▶対象者

経済的に困りの方に、家族の状況に応じて、学用品費・給食費・修学旅行費などを援助する制度です。

▶援助の内容

学用品費、校外活動費、給食費等学校教育で必要な経費の一部

入学準備金貸付制度

問 学校教育課 学事担当 ☎ 594-5563

市内に1年以上居住するご家庭のお子さんが、高校、大学等に入学する際に一時的に経済的困難が生じる場合、保護者に準備金をお貸しする制度です。

▶申込み

学校教育課に用意してある「入学準備金貸付申請書」および「家庭調書」、その他必要書類を学校教育課へ提出してください。書類の配布は毎年11月ごろに行います。

▶貸付審査

提出された申請書等に基づき、内容審査を経て、貸付者を決定します。

▶貸付金額

高校：20万円

大学等：40万円

給付型奨学金制度

問 学校教育課 学事担当 ☎ 594-5563

意欲と能力のある学生が経済的理由による大学等への進学を断念することなく、修学の機会が得られるようにするための制度です。

▶申込み

申請書等の必要書類を学校教育課へ提出してください。必要書類の詳細や提出書類等の様式について、ホームページをご覧ください。

▶受付期間

毎年6月から8月末頃まで

▶給付審査

人数制限があるため、書類審査を経て、小論文及び面接といたします。

▶給付金額

入学準備奨学資金 上限20万円

学費奨学資金 年額上限40万円

生活困窮者自立支援制度 (学習支援事業)

問 共生福祉課 地域共生担当 ☎ 594-5517

市内在住の中学生と高校生を対象とした、学びの機会を提供する場です。

大学生ボランティアや教員OBが参加者ひとりひとりに寄り添い、基礎学力の定着やコミュニケーション能力の向上を図りながら行っています。

北本市では彩の国子ども・若者支援ネットワークが学習教室を運営しています。

ステップ学級（学校適応指導教室）

問 教育センター ☎ 591-2176

▶ 対象者

市内小・中学校に在籍する児童生徒

▶ 指導内容

不登校になった子供に対して、学校への復帰を促すために開設している学級です。生活や学習指導、カウンセリング等を行っています。

▶ 申込み

各学校に申し出てください。

教育相談（再掲）

問 教育センター ☎ 591-2176

▶ 相談方法

- 電話による相談
- 面接による相談(保護者のみでも相談に応じます)

▶ 相談内容

学校生活や友達関係（不登校・いじめ・情緒不安定・非行問題行動・その他）等、子供の成長に関わる様々な悩み、迷い、不安等の教育相談を行っています。

彩の国 よりそうみんなの電話・メール教育相談（再掲）

いじめ、不登校、性格、人間関係などの悩みや不安、成長や発達・障害などによる学校生活や家庭生活の困りごとに関するカウンセリングを行います。

対象は小・中・高校生・原則として18歳までの青少年とその保護者の方です。

埼玉県立総合教育センター

電話	子供用：#7300又は0120-86-3192
	保護者用：048-556-0874 いずれも毎日24時間受付可
Eメール	soudan@spec.ed.jp

交通遺児手当（再掲）

問 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ 594-5537

▶ 対象者

交通災害により父もしくは母、または父母とも失った児童生徒（就労していない児童生徒で18歳年度末まで）の保護者に支給します。

▶ 内容

6か月まとめて3月・9月に支給します

3 章 心身の障がいのこと

1. 手帳についてp.29
2. 障害者手帳で利用できるサービスp.30
3. 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）p.34

相談内容	案内する事業・項目
障害者手帳を持ちたい	▶ 身体障害者手帳p.29 ▶ 療育手帳p.29 ▶ 精神障害者保健福祉手帳p.29
利用できるサービスについて知りたい	▶ 医療についてp.30 ▶ 日常生活についてp.30
障害者手帳でもらえる手当や補助金について知りたい	▶ 助成・減免についてp.31 ▶ 手当・年金等についてp.32 ▶ 税金についてp.32
働きたい 働ける場所を探している	▶ 就労の相談窓口p.33



1. 手帳について

詳細：北本市障がい福祉のしおり

身体障害者手帳

問 障がい福祉課 相談支援担当 ☎ 594-5535

▶対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がいのある人

▶内容

障がいの程度によって1から6級までに区分され、埼玉県知事が手帳を交付します。さまざまな福祉制度等を利用するために必要な手帳です。

手帳を取得するためには申請が必要です。窓口までお問合せください。

療育手帳

問 障がい福祉課 相談支援担当 ☎ 594-5535

▶対象者

児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談所）で判定を受け、知的障がいと認定された人

▶内容

障がいの程度によって最重度から軽度までに区分され、埼玉県知事が手帳を交付します。さまざまな福祉制度等を利用する場合に活用できます。

手帳を取得するためには申請が必要です。窓口までお問合せください。

精神障害者保健福祉手帳

問 障がい福祉課 給付担当 ☎ 594-5504

▶対象者

精神疾患（てんかん、高次脳機能障害を含む）と診断された日（初診日）から6か月以上経過した人で、精神障がいのために日常生活または社会生活に制限のある人

▶内容

障がいの程度によって1から3級までに区分され、埼玉県知事が手帳を交付します。さまざまな福祉制度等を利用する場合に活用できます。

手帳を取得するためには申請が必要です。窓口までお問合せください。

3 章

心身の障がいのこと

2. 障害者手帳で利用できるサービス

詳細：北本市障がい福祉のしおり

●は該当、▲は一部該当

制 度	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳			窓 口
	1	2	3	4	5	6	①	A	B	C	1	2	3	
医療について														
重度心身障害者医療費助成制度	▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲		▲	▲		障がい福祉課
自立支援医療制度 (更生医療・育成医療)	▲	▲	▲	▲	▲	▲								障がい福祉課
自立支援医療制度 (精神通院医療)											▲	▲	▲	障がい福祉課
後期高齢者医療 (障害認定：65～74歳)	●	●	●	▲			●	●			●	●		保険年金課
障害者歯科診療	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				障がい福祉課
障害者歯科相談医制度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				障がい福祉課
日常生活について														
補装具費（購入・修理等）の支給	▲	▲	▲	▲	▲	▲								障がい福祉課
日常生活用具の給付	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲			▲			障がい福祉課
紙おむつ代の助成	▲	▲					▲	▲						障がい福祉課
重度身体障害者居宅改善整備費の補助	▲	▲												障がい福祉課
介護給付・訓練等給付	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障がい福祉課
障害児通所支援事業	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障がい福祉課
障害児（者）生活サポート事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	障がい福祉課
移動支援事業	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障がい福祉課
日中一時支援事業	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障がい福祉課
相談支援事業	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障がい福祉課
訪問入浴サービス事業	▲	▲												障がい福祉課
地域活動支援センター事業	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障がい福祉課

制 度		身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳			窓 口
		1	2	3	4	5	6	①	A	B	C	1	2	3	
要約筆記者の派遣		▲	▲	▲	▲	▲	▲								障がい福祉課
手話通訳者の派遣		▲	▲	▲	▲	▲	▲								社会福祉協議会
視覚障害者ガイドヘルパーの派遣		▲	▲												社会福祉協議会
車椅子の貸出し		▲	▲	▲	▲	▲	▲								社会福祉協議会
身体障がい者訪問理美容サービス事業		▲													社会福祉協議会
重度心身障害者移動支援事業		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	社会福祉協議会
緊急時通報システム		▲	▲												障がい福祉課
聴覚障がい者等の緊急時通信「Net 1 1 9」 「緊急時 FAX 通信」		▲	▲	▲	▲	▲	▲								障がい福祉課
図書館でのサービス	対面朗読	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲		中央図書館
	録音図書 の貸出	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲		中央図書館
駐車禁止適用除外		▲	▲	▲	▲			●	●			●			警察署
助成・減免について															
ＪＲ（鉄道）運賃の割引		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				各駅窓口
バス運賃の割引		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各バス会社
国内航空旅客運賃の割引		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	各航空会社
タクシー運賃の割引		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	各タクシー事業者
福祉タクシー事業		●	●					●	●			●			社会福祉協議会
自動車燃料費助成事業		●	●					●	●			●			社会福祉協議会
有料道路の割引		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲						有料道路管理会社 有料道路 ETC 割引登録係 障がい福祉課
NHK 受信料の減免		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	NHK 営業所 障がい福祉課
NTT ふれあい案内 （無料番号案内）		▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	NTT 各事業所
携帯電話使用料等の割引		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	各携帯電話事業者
公共施設使用料等の減免		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	各施設
運転免許取得費の補助		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障がい福祉課
自動車改造費の助成		▲	▲	▲	▲	▲	▲								障がい福祉課

制 度		身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳			窓 口
		1	2	3	4	5	6	㊤	A	B	C	1	2	3	
手当・年金等について															
在宅重度心身障害者手当		▲	▲					▲	▲			▲			障がい福祉課
特別障害者手当		▲	▲					▲				▲			障がい福祉課
障害児福祉手当		▲	▲					▲	▲			▲	▲		障がい福祉課
特別児童扶養手当		▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	▲	▲		障がい福祉課
介護者手当		▲						▲	▲						障がい福祉課
埼玉県心身障害者扶養共済制度		▲	▲	▲				▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障がい福祉課
障害年金		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	保険年金課
税金について															
所得税の障害者控除、相続税、贈与税の非課税等について		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	税務署
自動車税の減免	視覚	●	●	●	▲										自動車税事務所各支所
	聴覚		●	●											
	平衡機能			●											
	音声機能又は言語機能			▲											
	上肢	●	●												
	下肢	●	●	●	●	●	●								
	体幹	●	●	●		●									
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能														
	上肢機能	●	●												
	移動機能	●	●	●	●	●	●								

制 度		身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳			窓 口
		1	2	3	4	5	6	㊤	A	B	C	1	2	3	
税金について															
自動車税の減免	心臓・じん臓・呼吸器機能	●		●											自動車税事務所各支所
	ぼうこう・直腸・小腸の機能	●		●											
	免疫機能・肝臓機能	●	●	●											
	知的障がい							●	●						
	精神障がい											▲			
個人事業税の非課税		▲	▲												県税事務所
住民税（市・県民税）の障害者控除、非課税		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	税務課
軽自動車税の減免		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲			▲			税務課
就労の相談窓口															
障がい者就労支援センター		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障がい福祉課

3. 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）

詳細：北本市障がい福祉のしおり

問 障がい福祉課 相談支援担当 ☎ 594-5535

▶対象者

障害者総合支援法に基づく身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）および難病等のある人

▶内容

サービスを利用する場合は、障害支援区分の認定が必要なサービスもあります。

なお、介護保険に該当する人は介護保険によるサービスが優先されます。

▶利用者負担

自己負担上限月額の限度額以内で、利用したサービス費用の1割が自己負担となります。また、食費等も自己負担となります。

介護給付

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、食事などの身体介護や、洗濯、掃除などの家事援助等を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気などの場合に居宅において一時的に介護を受けることが困難になったときに、施設等に短期入所し、必要な介護・支援を行います。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。

生活介護

常に介護を必要とする人に、日中、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

訓練等給付費

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある人等に、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から支援を行います。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

4章 高齢者・介護サービスのこと

- 1. 高齢者福祉サービスp.38
- 2. 地域包括支援センターp.42
- 3. 介護保険についてp.43
- 4. 介護保険で受けられる主なサービスp.46



相談内容	案内する事業・項目
高齢の家族の身の回りの世話や支援をしてほしい	▶ 緊急時通報システム …p.38 ▶ 配食サービス …p.38 ▶ 寝具洗濯・乾燥・消毒 …p.38 ▶ 日常生活用具の給付 …p.38 ▶ 認知症高齢者等見守りシール …p.38 ▶ ちょこっと困りごとサービス …p.40 ▶ 家事援助サービス …p.41 ▶ ねたきり老人訪問理美容サービス事業 …p.41 ▶ 福祉移送サービス …p.41
住まいを探している 暮らしやすいよう家の改修をしたい	▶ 高齢者世帯住み替え家賃の助成 …p.40 ▶ 老人居室等整備資金貸付 …p.40 ▶ 居宅サービス（住宅改修費の支給） …p.46 ▶ 施設サービス …p.47
手当や補助金について知りたい	▶ 介護者手当 …p.39 ▶ 紙おむつの助成 …p.39 ▶ 訪問介護サービス等利用者負担額助成 …p.39 ▶ 家族介護慰労金 …p.40 ▶ 障害者控除対象者認定通知 …p.49 ▶ おむつに係る費用の医療費控除 …p.49
要介護（要支援）認定を受けたい 介護保険サービスについて知りたい 介護保険サービスが高くて困っている	▶ 3. 介護保険について …p.43 ▶ 4. 介護保険で受けられる主なサービス …p.46 ▶ 介護保険サービスを利用したときの利用者負担について …p.48
ケアマネジャーを探している	▶ 2. 地域包括支援センター …p.42
話を聞いてほしい	▶ 友愛訪問 …p.41
不慮の事故で要介護度が悪化した	▶ 交通事故等にあったとき …p.49

1. 高齢者福祉サービス

詳細：北本市高齢者福祉サービス一覧

緊急時通報システム

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

▶対象者

おおむね65歳以上のみの世帯で緊急性の高い疾患や障がいにより常時注意を要する人等

▶内容

無線発信機及び緊急通報電話機を利用して受信センターに通報することにより、速やかな救急活動及び相談等を行います。協力員が2～3人必要です。

配食サービス

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

▶対象者

おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯等で調理の困難な介護保険法に規定する認定を受けている人

寝具洗濯・乾燥・消毒

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

▶対象者

おおむね65歳以上で、ねたきりの状態や一人暮らし等で寝具の衛生管理が困難な人

▶内容

敷布団・掛布団・マットレス・毛布・枕のクリーニングを年1回、乾燥・消毒を月1回行います。

日常生活用具の給付

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

▶対象者

電磁調理器は、おおむね65歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らしの人（前年所得税の課税状況により費用の自己負担あり）

火災警報器・自動消火器は、おおむね65歳以上の在宅で重度の要介護状態や重度の認知症の状態にある人、及びおおむね75歳以上の一人暮らしの人（生活保護法による被保護世帯及び生計中心者の前年所得税が非課税の世帯）

▶内容

電磁調理器・火災警報器・自動消火器の給付を行います。

認知症高齢者等見守りシール

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

▶対象者

在宅で要介護認定、要支援認定を受けた人や医師により認知症と診断された人等

▶内容

認知症等により道に迷い所在不明となった場合に、早期の発見・保護ができるよう、衣服や靴、杖などの持ち物に貼るための見守りシールを配布します。利用にあたり、携帯電話等のメールが使用できる環境が必要です。

介護者手当

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

▶対象者

在宅で、重度の要介護状態や重度の認知症の状態にある人を介護している人（介護者）に支給します。ただし、介護者、被介護者ともに市内在住であること。施設に入所及び長期入院している場合を除きます。

▶内容

申請をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給します。月額2,000円で、6月・9月・12月・3月に、それぞれ当月までの3か月分をまとめて支給します。

紙おむつの助成

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

▶対象者

重度の要介護状態や重度の認知症の状態にある人のうち、在宅で常時失禁状態にあり、紙おむつを使用し、生計中心者の前年所得税が非課税の世帯の人

※施設に入所及び長期入院している場合を除きます。

▶内容

申請をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から助成します。紙おむつの購入費について、報告期間3か月の合計金額18,000円（2か月なら12,000円、1か月なら6,000円）を限度に、4月・7月・10月・1月に、それぞれの前月までの3か月分をまとめて助成します。※領収書の添付が必要です。

訪問介護サービス等利用者負担額助成

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

▶対象者

介護保険の訪問介護サービス等を利用し、市民税が非課税の世帯の人（介護保険の給付制限や生活保護を受けている世帯は除く）

▶内容

申請をした日の属する月から助成します。

訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所介護、特定施設入居者生活介護（短期）、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（短期）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期）、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第一号訪問事業、第一号通所事業利用の自己負担分の半額を助成します（ただし、他の助成を受けている部分は除く。）。※領収書の添付が必要です。

高齢者世帯住み替え家賃の助成

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

▶対象者

満65歳以上の単身世帯

満65歳以上の人を含む満60歳以上で構成される世帯

(いずれの場合も、市内に引き続き2年以上居住しており、生計中心者の前年度分の市民税所得割が非課税で生活保護を受けていない世帯。)

▶内容

賃貸家屋に居住し、取り壊し等により転居を求められた世帯、または3階以上に居住する世帯が2階、1階に転居した世帯で、転居後の家賃が上昇した場合その差額を助成します。

老人居室等整備資金貸付

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

▶対象者

市内に引き続き1年以上住所を有し、市税を完納している人で、60歳以上の親族と同居して、老人居室等を必要とし、自力で工事が困難な人

▶内容

家屋の新築・増築・改築に際し、老人居室等整備のための資金を融資します。介護保険で住宅改修の給付を受けた場合、その額を差し引きます。(限度額は300万円、償還期間は10年以内とします。保証人が1人必要です。)

家族介護慰労金

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

▶対象者

次の要件をすべて満たしている要介護高齢者を現に在宅で介護している親族

- (1) 要介護度が要介護4又は要介護5である期間が継続して1年以上ある
- (2) (1)の期間に在宅で生活している
(3ヶ月以内の入院は在宅とみなす)
- (3) (1)の期間に介護保険サービスを利用していない(年間7日以内の短期入所サービスの利用は除く)
- (4) 市民税世帯非課税
- (5) 北本市の被保険者で介護保険料を滞納していない
- (6) 介護者が高齢者と同居または隣接した家屋に居住している

▶内容

在宅で介護保険のサービスを受けていない方を介護している親族に慰労金(10万円)を支給します。

ちょこっと困りごとサービス

問 北本市社会福祉協議会 ☎ 593-2961

▶対象者

おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯、障害者手帳を取得している障がい者のみの世帯、ご自身又は同居者による軽易な作業等が困難な人

▶内容

ゴミ出し・電球及び蛍光灯の交換・軽易な荷物の上げ下ろし等の30分以内の簡単な作業を行います。会員登録が必要です。

福祉移送サービス

問 北本市社会福祉協議会 ☎ 593-2961

▶対象者

次の条件をすべて満たす人が対象です。
常時車いす利用または下肢体幹等の重度障
がいがある歩行困難な人、車いすで座位が
保てる人、家族等による移送が受けられな
い人、伝染性疾患を有しない人

利用時には、介護者を確保してください。

▶内容

社会福祉協議会会員相互の助け合いによ
り有料の移送サービスを行います。
※会員登録が必要です。

友愛訪問

問 北本市社会福祉協議会 ☎ 593-2961

▶対象者

一人暮らしのおおむね65歳以上の人やそ
れに準ずる人

▶内容

ボランティアが月1回訪問し、話し相手をし
ます。

ねたきり老人訪問理美容サービス事業

問 北本市社会福祉協議会 ☎ 593-2961

▶対象者

65歳以上で歩行不可能で介護が必要な、6
か月以上ねたきりの人

▶内容

理美容券により協力店から訪問による理
美容サービスが受けられます。理美容券の
補助額は3,600円で、年間4枚発行します。
補助額を超えた金額は自己負担となります。

家事援助サービス

問 北本市社会福祉協議会 ☎ 593-2961

▶対象者

おおむね65歳以上の高齢者世帯、日常家
事を行っている人が入院・在宅療養などの
ため、家事援助を必要とする世帯

▶内容

食事・掃除・買物等の家事援助を行いま
す。会員登録が必要です。

問 シルバー人材センター ☎ 594-9906

▶対象者

市内にお住いの人

▶内容

◆食事・掃除・買物等の家事援助や話し相
手等を行う

◆よろず助っ人…電気交換・網戸洗い・家
具の移動

2. 地域包括支援センター

詳細：北本市地域包括支援センター～介護予防と安心介護を支援します～

高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して過ごせるよう、介護予防や介護方法のこと、認知症や、その他の心配ごとなど様々な相談に応じ、公平・中立な立場で支援します。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯の見守り訪問をします。介護保険で要支援の認定を受けた人・事業対象者の介護予防ケアマネジメント（ケアプラン作成）を行います。

窓口	住所	連絡先
東センター	深井 2 丁目 86 番	☎ 577-5100
		Fax 580-5090
西センター	本町 6 丁目 232 番地（いこいの家内）	☎ 591-3495
		Fax 591-3035
きたもと寿苑	二ツ家 3 丁目 113 番地 3（きたもと寿苑内）	☎ 590-1000
		Fax 590-1110
北本社協	高尾 1 丁目 180 番地（総合福祉センター内）	☎ 590-4011
		Fax 592-9442

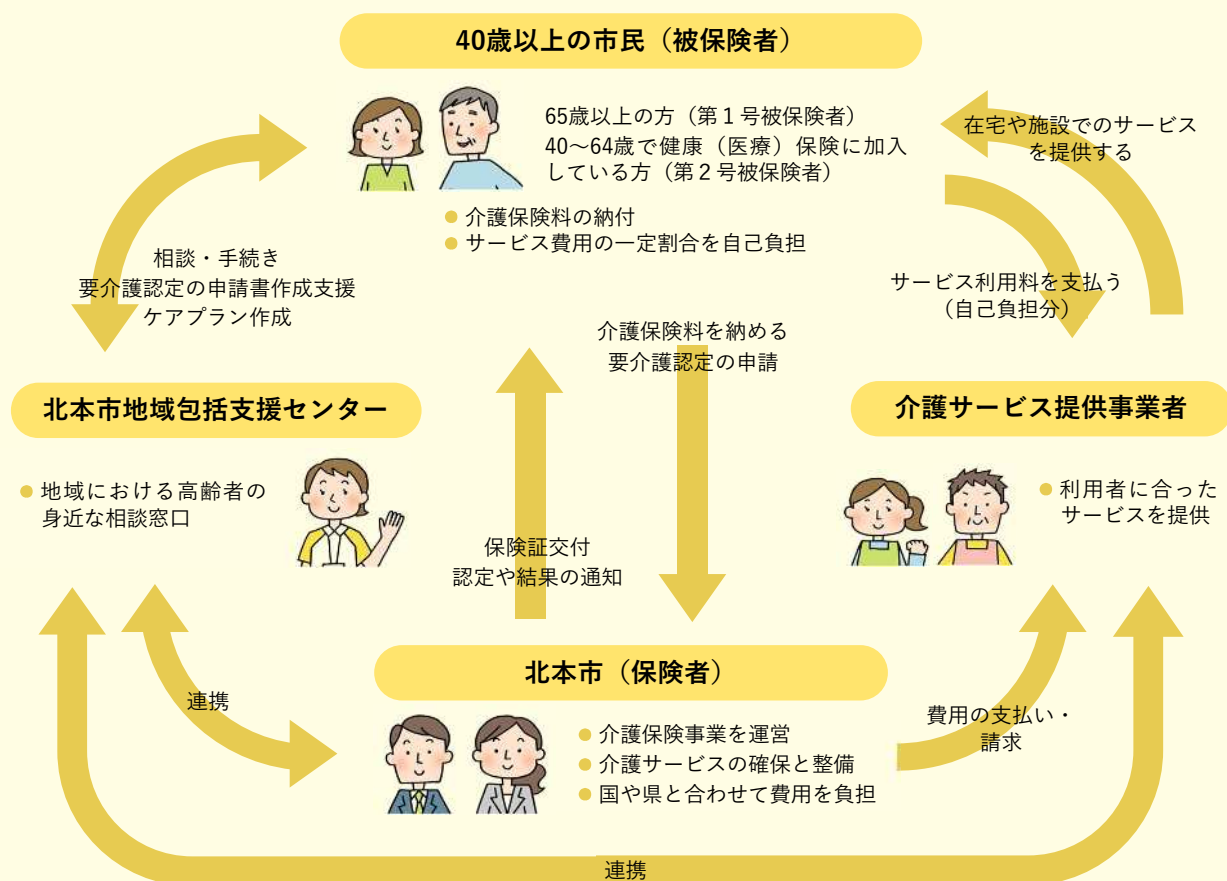
3. 介護保険について

詳細：みんなのあんしん介護保険－わかりやすい利用の手引き－

介護保険制度の仕組み

介護保険制度は要介護状態にならないよう予防すること、要介護状態となった場合の問題や「老後の不安」を解消するために、介護を社会全体で支えようとする制度です。40歳以上の人全員が加入します。

皆さんに納めていただく保険料と、公費で財源をまかない、介護の予防や介護が必要と認定されたとき必要な介護サービスの給付を受ける制度です。



介護サービスを利用するには

介護サービスを受けたいときは、要介護認定の申請をしてください。一部のサービス（総合事業）は、認定を受けなくても利用できる場合があります。

介護サービスの対象者

第1号被保険者

65歳以上の人で、入浴、排せつ、食事など、日常生活動作について常に介護が必要な人や日常生活に支援が必要な人

第2号被保険者

医療保険に加入している40歳以上65歳未満の人で、以下の16種類の特定疾病によって日常生活に介護や支援が必要な人

16種類の特定疾病

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| ①末期がん | ⑩早老症 |
| ②関節リウマチ | ⑪多系統萎縮症 |
| ③筋萎縮性側索硬化症 | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ④後縦靭帯骨化症 | ⑬脳血管疾患 |
| ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑭閉塞性動脈硬化症 |
| ⑥初老期における認知症 | ⑮慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ⑧脊髄小脳変性症 | |
| ⑨脊柱管狭窄症 | |

要介護認定の申請

▶申請に必要なもの

介護保険の被保険者証、主治医の氏名・連絡先が分かるもの
医療保険の被保険者証（40歳以上65歳未満の人）
個人番号（マイナンバー）が確認できる書類

▶申請手続

本人もしくは代理人（親族など）、または申請代行業者（地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設）

▶申請受付場所

高齢介護課 介護担当 ☎ 594-5540

要介護認定

問 高齢介護課 介護担当 ☎ 594-5540

申請すると市の担当者か、市が委託した介護支援専門員が自宅などに訪問し、本人の状態を調査し、その調査票及び主治医の意見書を基に介護認定審査会で審査・判定します。（介護が必要な度合いに応じて「要支援1・2」「要介護1～5」の7段階に分けられます）

なお、「非該当（自立）」と判定された人は介護サービスの利用はできませんが、総合事業を利用できる場合があります。

認定通知

申請してから原則として30日以内に認定の結果通知（介護度や認定の有効期間が記載されています。）と認定結果などが記載された介護保険被保険者証が送られます。「要支援1・2」・「要介護1～5」と認定された人は介護サービスを利用できます。

認定更新

認定の有効期間後も引き続き介護サービスを利用したい場合は、更新の手続きが必要になります。（更新時期には「更新申請のご案内」を送付します。更新申請は認定有効期間が切れる60日前から受け付けます。）

また、有効期間内でも心身の状況が変化した場合などは認定の見直しを申請できます。（区分変更申請）

介護（予防）サービス計画（ケアプラン）の作成

問 高齢介護課 介護担当 ☎ 594-5540

在宅で介護（予防）サービスを利用するには、ケアプランの作成が必要です。「要支援1・2」と認定された人は、地域包括支援センターに依頼して作成します。「要介護1～5」と認定された人は、居宅介護支援事業所に依頼して作成します。

ケアプランの作成を依頼した場合自己負担はありません。

4. 介護保険で受けられる主なサービス

詳細：みんなのあんしん介護保険－わかりやすい利用の手引き－

居宅サービス

問 高齢介護課 介護担当 ☎ 594-5540

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活の家事や介護が受けられます。

訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護が受けられます。

訪問看護

かかりつけの医師の指示のもとで、看護師などが家庭を訪問し、療養上のお世話などが受けられます。

通所リハビリテーション（デイケア）

施設において、理学療法士などによる機能回復訓練が受けられます。

訪問リハビリテーション

理学療法士などが家庭を訪問し、機能回復訓練が受けられます。

通所介護（デイサービス）

介護施設などで、入浴、食事、機能訓練などが受けられます。

短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）

施設に短期間入所し日常生活上の介護を受け、機能訓練が受けられます。

福祉用具の貸与及び購入費の支給

福祉用具の貸与（13種類）と購入費（5種類）を支給します。

住宅改修費の支給

在宅で生活をするために、必要な住宅改修費を支給します。
※事前申請が必要です。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導が受けられます。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームなどで、食事や入浴などの日常生活の世話や、機能訓練などが受けられます。

施設サービス

問 高齢介護課 介護担当 ☎ 594-5540

※要支援と認定された人は利用できません。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

※原則として要介護3以上の人が入所できます。

介護老人保健施設

状態の安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活での介護が受けられます。

地域密着型サービス（介護保険サービス）

問 高齢介護課 介護担当 ☎ 594-5540

認知症対応型通所介護 （介護予防認知症対応型通所介護）

認知症の高齢者が介護施設において、入浴、食事、機能訓練などが受けられます。

認知症対応型共同生活介護 （介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※要支援1の人は利用できません。

小規模多機能型居宅介護 （介護予防小規模多機能型居宅介護）

小規模な住宅型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援が受けられます。

看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い利用者の状況に応じて、小規模な住宅型の施設への通い、訪問（介護と看護）、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援が受けられます。

※要支援の人は利用できません。

地域密着型通所介護

定員が18名以下の小規模な介護施設において、入浴、食事、機能訓練などが受けられます。

※要支援の人は利用できません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な訪問と随時の通報により居宅を訪問してもらい、食事・入浴などの介護や日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。

※要支援の人は利用できません。

介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

これまで要支援認定を受けて利用していた介護予防訪問介護・介護予防通所介護が市の実施する総合事業に移行し、訪問型サービス・通所型サービスとなりました。事業者によるサービスから、ボランティアによるサービス等まで多様なサービスを順次、整備していきます。

▶利用対象者

①要支援認定者、②事業対象者（基本チェックリストにより一定の基準に該当する人）

▶利用方法

地域包括支援センター等によるケアマネジメント（ケアプラン）に基づきサービスを利用します。

▶サービスの内容**訪問型サービス**

掃除や洗濯等の日常生活上の支援が受けられます。

通所型サービス

機能訓練や集いの場などのサービスが受けられます。

介護保険サービスを利用したときの利用者負担について

問 高齢介護課 介護担当 ☎ 594-5540

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。

自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

高額介護サービス費

1か月に支払った介護保険における自己負担額が一定金額を超えた場合、高額介護サービス費を支給します。

高額医療・高額介護合算制度

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が一定の限度額をこえたときは、超えた分が払い戻されます。

負担限度額認定証

施設で提供されるサービス（長期入所、短期入所）を利用した場合の食費・住居費について、一定の要件に該当する所得の低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限額が設けられており、限度額を超えた分は介護保険から給付されます。

※別途申請が必要になります。

その他の制度について

交通事故等にあったとき

問 高齢介護課 介護担当 ☎ 594-5540

介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。

ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、市区町村が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。

市区町村が支払った介護給付が第三者行為によるものを把握する必要があるため、介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要です。

交通事故等により要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は、介護保険部局の窓口へ届出をお願いします。

障害者控除対象者認定通知

問 高齢介護課 介護担当 ☎ 594-5540

65歳以上の方で、寝たきりや身体障がい者等に準ずる者と、市区町村長が認定した場合、「障害者控除対象者認定通知書」を発行しています。この通知を確定申告時等に提示すると、一定の控除を受けることができます。

※別途申請が必要となります。

おむつに係る費用の医療費控除

問 高齢介護課 介護担当 ☎ 594-5540

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、確定申告の際に、寝たきり状態にあること、治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要とされています。

このおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である要介護認定を受けている者については、一定の要件に該当すると市区町村長が認定した場合、「主治医意見書の記載内容確認書」を発行しています。この確認書を医師が発行した「おむつ使用証明書」の代わりに確定申告の際に提示することで、医療費控除を受けることができます。

5 章 心身の健康のこと

1. 成人保健についてp.51
2. おとなの方が受けられる予防接種p.53
3. その他p.54

相談内容		案内する事業・項目
健康診 査・検診 を受けたい	20 歳以上女性 40 歳以上男女	▶ がん検診等・集団検（健）診 …p.51
	18 歳から 39 歳の女性	▶ 30 代までの健康力アップ健診（女性） …p.51
	40～74 歳国民健康保険加入者 埼玉県後期高齢者医療加入者	▶ 特定健康診査等・個別検診（査） …p.51
予防接種を受けたい		▶ おとなのインフルエンザ定期予防接種 ▶ 新型コロナワクチン定期予防接種 …p.53 ▶ おとなの肺炎球菌定期予防接種 …p.53 ▶ おとなの男性の風しん抗体検査・予防接種 …p.53
歯科健診を受けたい		▶ 成人個別歯科健康診査 …p.52
ころやからだの相談がしたい （依存症・ひきこもり・うつを含む）		▶ 成人健康相談 …p.52 ▶ こころの相談 …p.52 ▶ 糖尿病予防教室 …p.52 ▶ 生活体力アップ栄養教室 …p.52 ▶ 埼玉県立精神保健福祉センター …p.54,85 ▶ 埼玉県鴻巣保健所 …p.54,85

1. 成人保健について

詳細：北本市おとなの保健事業案内

がん検診・特定健康診査等

問 健康づくり課 健康推進担当 ☎ 594-5545

検（健）診当日に北本市に住民登録のある人で、対象者に該当する場合、受診していただくことができます。

【がん検診等・集団検（健）診】

種別	対象者	内容
胃がん	受診時 40 歳以上の人	胃部レントゲン撮影（バリウム検査）
肺がん		胸部レントゲン撮影 （必要時、喀痰 3 日法）
大腸がん		便潜血反応検査（2 日法）
乳がん※	受診時 40 歳以上の女性	視触診 マンモグラフィ検査
子宮頸がん※	受診時 20 歳以上の女性	視診・内診 頸部細胞診
30 代までの健康力 アップ健診（女性）	受診日現在 18～39 歳の女性	身体計測・内科診察・尿検査・ 血圧測定・血液検査等

※受診間隔は、2 年に 1 回となります。

【特定健康診査等・個別検診（査）】

種別	内容
特定健康診査 後期高齢者健康診査	身体計測・診察・尿検査・血圧測定・血液検査等
胸部レントゲン（結核）検査	胸部レントゲン撮影
肝炎ウイルス検診	血液検査（B 型・C 型肝炎ウイルス検査）
前立腺がん検診	血液検査（P S A 値測定）
胃がんリスク検診	血液検査（ピロリ菌抗体検査、ペプシノゲン検査）
骨粗鬆症検診	骨量測定
大腸がん検診	便潜血反応検査（2 日法）
乳がん検診	視触診・マンモグラフィ検査
子宮がん検診	視診・内診・頸部細胞診 * 必要時、体部細胞診

成人個別歯科健康診査

問 健康づくり課 健康推進担当 ☎ 511-7704

▶ **対象者**

18歳以上の人

▶ **内容**

むし歯・歯周病・歯周ポケットの診査

糖尿病予防教室

問 健康づくり課 健康推進担当 ☎ 594-5545

自分の生活を見直し、ちょっと気になる糖尿病とその合併症を予防するための秘訣を学べます。

成人健康相談

問 健康づくり課 健康推進担当 ☎ 594-5545

▶ **対象者**

18歳以上の人

▶ **内容**

保健師及び管理栄養士が身体や心の健康、食事についての相談を行っています。

生活体力アップ栄養教室

問 健康づくり課 健康推進担当 ☎ 511-7704

いつまでも生活を楽しむための栄養の摂り方のコツを学べます。

こころの相談

問 健康づくり課 健康推進担当 ☎ 594-5545

精神科医師がこころの健康や受診についての相談を行っています。

※すでに精神科、心療内科を受診されている人は、ご遠慮ください。

2. おとなの方が受けられる予防接種

詳細：北本市おとなの保健事業案内

おとなのインフルエンザ定期予防接種

インフルエンザにかかると、高齢の人は重症化する恐れがあるため、市で予防接種を行っています。

▶対象者

- ①65歳以上の人
- ②60歳以上65歳未満の人で、心臓・じん臓・呼吸器・免疫に係る身体障害者手帳1級程度の人

おとなの肺炎球菌定期予防接種

肺炎球菌は、特に高齢の人にとっては、重篤な肺炎の原因となりやすいものです。今までに23価肺炎球菌予防接種を受けたことがない人を対象に、法律に基づく定期予防接種を行っています。

▶対象者

- 今までに23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがない人で、定期予防接種は①②を通して生涯1回のみ
- ①65歳の者（65歳の1年間）
 - ②60歳以上65歳未満の人で、心臓・じん臓・呼吸器・免疫に係る身体障害者手帳1級程度の人

新型コロナワクチン定期予防接種

新型コロナウイルスに感染すると、高齢の人は重症化する恐れがあるため市で予防接種を行っています。

▶対象者

- ①65歳以上の人
- ②60歳以上65歳未満の人で、心臓・じん臓・呼吸器・免疫に係る身体障害者手帳1級程度の人

おとなの男性の風しん抗体検査・予防接種

この事業の対象者は、過去に公的な風しん予防接種を受ける機会がなかったため、抗体保有率が他の年代に比べて低いと言われている方たちになります。

そのため、抗体検査を受けていただき、その結果で必要な方には予防接種を受けていただくという事業です。

▶実施期間 令和7年3月31日まで

▶対象者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、今までに風しん抗体検査を受けていない人。

※対象者には、すでにクーポン券を送付しています。

任意予防接種

個人の希望により接種します。北本市では、次のとおり費用の一部補助を行っています。

種別	対象者	内容
帯状疱疹	50 歳以上	1 回 4,000 円 ① 水痘ワクチン 1 回接種 →補助 1 回 ② シングリックス 2 回接種 →補助 2 回 生涯に 1 度①②のどちらか片方のワクチンのみ
成人用肺炎球菌 ※23 価肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス）のみ対象	65 歳以上	1 回 2,500 円 ※2 回目以降の場合は前回の接種から 5 年を経過していること。

3. その他

埼玉県立精神保健福祉センター

精神保健福祉に関する課題のあるご本人やご家族のために、来所相談を行っています。

埼玉県鴻巣保健所

こどもの心の健康相談を行っています。また、精神保健に関する普及啓発や相談を行っています。

6章 保険のこと（健康保険・年金）

- 1. 国民健康保険p.57
- 2. 後期高齢者医療制度p.62
- 3. 国民年金についてp.66
- 4. その他の給付などについてp.69

国民健康保険

相談内容		案内する事業・項目
加入したい/ やめたい	転入/転出する	▶ 国民健康保険に加入するとき …p.57
	就職・転職/退職した	▶ 国民健康保険をやめるとき …p.57
	生活保護を受けた/ 受けなくなった	
	出生/死亡した	
保険証を紛失・破損した		▶ 保険証の再交付を受けるとき …p.58
修学のために転出する（引き続き北本市の 国保に加入する場合）		▶ 修学のため他の市町村に住所を移すとき …p.58
医療費が高額になっている 出産した/被保険者が亡くなった		▶ その他に受けられる給付 …p.59
その他		▶ 特定疾病療養受領証の交付 …p.60
		▶ その他の制度 …p.61

後期高齢者医療制度

相談内容		案内する事業・項目
届出・申請 の手続き	転入/転出する	▶ 後期高齢者医療制度の手続 …p.62
	障害認定を受ける	
	交通事故に遭った	
	死亡した	

後期高齢者医療制度（つづき）

相談内容	案内する事業・項目
保険証を紛失・破損した	▶ 保険証の再交付を受けるとき …p.62
医療費が高額になっている	▶ その他に受けられる給付 …p.63
被保険者が亡くなった	▶ 限度額適用認定証の交付 …p.64 ▶ 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付 …p.64
その他	▶ 特定疾病療養受領証の交付 …p.64 ▶ その他の制度・手続き …p.65

国民年金

相談内容	案内する事業・項目
受け取れるお金のことを知りたい	65 歳以上になった ▶ 老齢基礎年金 …p.66
	障がいの状態になった ▶ 障害基礎年金 …p.67
	親族が亡くなった ▶ 遺族基礎年金 …p.67 ▶ 寡婦年金 …p.67 ▶ 死亡一時金 …p.67
保険料を免除してほしい 生活に困っている	▶ 保険料の免除・納付猶予 …p.68

その他

相談内容	案内する事業・項目
不慮の事故に遭った	▶ 交通遺児手当 …p.69 ▶ 交通事故や傷害事件にあったら（国民健康保険） …p.60,69 ▶ 交通事故等にあったとき（後期高齢者医療制度） …p.64,69 ▶ 交通事故等にあったとき（介護保険制度） …p.70

1. 国民健康保険

詳細：国保連絡帳

国民健康保険の仕組み

国民健康保険（以下「国保」といいます。）は、病気やけがに備えて日ごろから保険税を出し合い、国・県・市からの補助を加えて、医療費などの一部を給付する制度です。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が加入対象者となります。また、住民基本台帳法の適用対象となる外国人住民の人も同様に加入対象者となります。

国民健康保険の手続

国保の手続については原則として、マイナンバーと本人確認のできる書類が必要となります。手続の際には、世帯主と対象者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードおよび手続に来られる方の本人確認のできる書類（運転免許証等）を持参してください。

国民健康保険に加入するとき

問 保険年金課 国民健康保険担当 ☎ 594-5541

北本市に転入してきたとき

転入手続のときに加入の届出をしてください。

職場の健康保険等をやめたとき

資格喪失証明書等の資格喪失年月日または退職年月日がわかる書類を持参し加入の届出をしてください。

生活保護を受けなくなったとき

保護廃止決定通知書を持参し加入の届出をしてください。

お子さんが生まれたとき

市民課で出生届を出した後、窓口で加入の届出をしてください。

※外国籍の人は在留カード（または特別永住者証明書）も持参してください。

国民健康保険をやめるとき

問 保険年金課 国民健康保険担当 ☎ 594-5541

北本市から転出するとき

転出手続のときに届出をしてください。

職場の健康保険等に入ったとき

職場の健康保険証の写しなどを持参し届出をしてください。

生活保護を受けるようになったとき

保護開始決定通知書を持参し届出をしてください。

死亡したとき

窓口で資格喪失の届出をしてください。

保険証の再交付を受けるとき

問 保険年金課 国民健康保険担当 ☎ 594-5541

保険証を紛失したときや、破損などにより使用できなくなったときは、申請により再交付を受けることができます。また、破損による場合はその保険証も持参してください。

修学のため他の市町村に住所を移すとき
(引き続き北本市の国保に加入する場合)**問 保険年金課 国民健康保険担当 ☎ 594-5541**

北本市の保険証、在学証明書等を持参し、届出をしてください。

医療機関等にかかるとき

問 保険年金課 国民健康保険担当 ☎ 594-5541

一部負担金

国保加入者は病気やけがの場合に、保険証（70歳から74歳の方は保険証兼高齢受給者証）を保険医療機関や保険薬局に提出して療養の給付を受けますが、この際、療養の給付に要した費用の額の一定率を保険医療機関や保険薬局の窓口で支払う仕組みになっています。これを一部負担金といいます。

一部負担金の負担割合は年齢によって区分されていて、次のようになっています。

区 分	負担割合
義務教育就学前	2 割
義務教育就学後から 69 歳	3 割
70 歳から 74 歳	2 割（現役並み所得者は 3 割）

その他に受けられる給付

問 保険年金課 国民健康保険担当 ☎ 594-5541

出産育児一時金

国保加入者が出産したとき、出産児一人につき出産育児一時金50万円（産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合48万8千円）が支給されます。また、妊娠4か月を超える（85日以上）出産であれば、死産・流産の場合も医師の証明があれば支給されます。ただし、ほかの健康保険に1年以上加入していた人で、資格喪失から半年以内に出産した場合は、以前加入していた保険から一時金が支給されることがあります。この場合は、国保からは支給されません。

また、国保加入者が、医療機関で直接支払い制度の合意をすることにより、保険者（市）が医療機関に出産育児一時金を直接支払い、国保加入者の窓口負担の軽減を図っています。

葬祭費

国保加入者が亡くなったとき、葬祭を行った人（喪主）に一律5万円が支給されます。

移送費

医師の指示による入院や転院のために移送の費用がかかったとき、申請して国保が必要を認めた場合に支給されます。

高額療養費

同じ月内の医療費の負担が高額となり、自己負担限度額を超えた場合、申請して認められれば、限度額を超えた分があとから支給されます。

高額療養費の現物給付について

受診される際、限度額適用認定証を医療機関窓口に提示することにより、1か月ごとの医療費が高額になった場合でも、支払う金額が自己負担限度額までになる制度です。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代もあわせて減額となります。認定証の発行は随時行っています。医療機関での窓口負担の軽減となりますので、申請の上、制度をご利用ください。

（注）限度額適用認定証の有効期限は、原則毎年7月31日までです。

（注）保険税の未納がある場合など、認定証の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険の自己負担額が高額になった場合、それぞれ別々に高額療養費・高額介護サービス費が支給されています。それに加え、医療保険ごとの世帯に介護保険受給者が含まれ、医療保険と介護保険の自己負担額が、年間（毎年8月1日から翌年7月31日）を通して自己負担限度額を超えた場合にも高額医療・高額介護合算療養費の支給を行います。

給付できないもの

問 保険年金課 国民健康保険担当 ☎ 594-5541

次のような場合は、保険診療を受けられません。全額自己負担となりますので、ご注意ください。

健康診断、人間ドック、予防接種や予防注射、美容のための整形手術、仕事や日常生活に支障のないそばかす・あざ・ほくろなどの治療、正常妊娠や正常分娩、歯並びの矯正 など

特定疾病療養受領証の交付

問 保険年金課 国民健康保険担当 ☎ 594-5541

次のいずれかに該当する人が対象となり、別途申請が必要となります。

- 人工透析を実施している慢性腎不全
- 血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（血友病）
- 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV等）

交通事故や傷害事件にあったら

問 保険年金課 国民健康保険担当 ☎ 594-5541

交通事故など第三者行為によってけがをしたときは、原則として医療費は加害者が負担すべきものですが、国保で治療を受けられる場合もあります。国保を使って治療を受けたときは、国保が一時立て替え、あとで国保が加害者から返してもらうことになります。対象となる人は、「第三者の行為による被害届」の手続を速やかに行ってください。また、示談などにより加害者から治療費を受け取っていると、国保は使えなくなりますのでご注意ください。

その他の制度

問 保険年金課 国民健康保険担当 ☎ 594-5541

人間ドック検診等補助金

満30歳以上の国保加入者で、保険税を滞納していない世帯に属する人が対象です。人間ドック検診または脳ドック検診を実施している医療機関であれば全国どこでも補助対象となります。補助額は検診料の7割（ただし上限2万円）です。

補助金を受けることができる回数は、年度ごと（4月1日～翌年3月31日）に人間ドックまたは脳ドック検診のいずれか1回を限度とします。

療養費の支給申請

次のような場合に医療費を全額自己負担したとき、申請により市が認めたものに限り保険給付相当額が支給されます。該当する場合は、療養費支給申請書に必要書類を添付して、申請してください。

- 緊急等で医療機関に保険証を提出できなかったとき
- 海外で治療を受けたとき
- コルセットなどの補装具を作ったとき
- はり、きゅう、マッサージの治療を受けたとき
- 骨折・ねんざ等で柔道整復師の施術を受けたとき

2. 後期高齢者医療制度

詳細：後期高齢者医療制度のてびき（埼玉県版）

後期高齢者医療制度の仕組み

問 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎ 594-5542

後期高齢者医療制度は、誰もが安心して医療を受けることができるように、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にして公平でわかりやすい制度にすること、保険財政の安定化を図ることを主な目的としてつくられた独立した医療保険制度です。

埼玉県内の全市町村で構成する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」が運営し、市町村は各種申請の受付などの窓口業務を担当します。

▶ 対象者

75歳以上の人	75歳の誕生日から後期高齢者医療被保険者証がお使いになれるように、被保険者証をお送りします。手続きは必要ありません。
65歳以上75歳未満の人で次のア～エのいずれかに該当し、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人	ア 身体障害者手帳の1級・2級・3級及び4級の一部の人 イ 精神障害者保健福祉手帳の1級・2級の人 ウ 療育手帳の㊤・Aの人 エ 障害基礎年金の1級・2級の人 ※加入を希望する人は、身体障害者手帳等をご持参のうえ、申請をしてください。

後期高齢者医療制度の手続

問 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎ 594-5542

次の場合は、窓口で手続きをお願いします。

● 転入した場合	● 死亡した場合
● 障害認定を申請する場合	● 転居した場合
● 転出する場合	● 交通事故等にあった場合

保険証の再交付を受けるとき

問 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎ 594-5542

後期高齢者医療被保険者証を紛失したときや、破損などの理由により使用できなくなったときは、申請により再交付を受けることができます。運転免許証やマイナンバーカードなどのご本人確認のできるものをご持参ください。なお、破損による場合は、その被保険者証もご持参ください。

医療機関等にかかるとき

自己負担割合

かかった医療費の一部（1割から3割）を負担します。自己負担割合は被保険者証に記載してあります。

その他に受けられる給付

問 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎ 594-5542

高額療養費

同じ診療月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、申請して埼玉県後期高齢者医療広域連合に認められると限度額を超えた分が払い戻されます。

外来療養年間合算

所得区分一般に該当する方が1年間（8月1日～翌年7月31日）に外来分として支払った医療費の自己負担額が年間上限の144,000円を超えた場合は、申請して認められると上限額を超えた分が払い戻されます。

高額医療・高額介護合算療養費

同じ世帯の被保険者が1年間（8月1日～翌年7月31日）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合は、申請して認められると限度額を超えた分が払い戻されます。

葬祭費

被保険者が亡くなったとき、申請して認められると葬祭を行った人（喪主）に対して5万円が支給されます。喪主の確認のため、会葬礼状または領収書の原本の確認が必要です。また、亡くなられた人の被保険者証・相続人代表者の印かん（朱肉を使用するもの）・喪主の振込先口座がわかるものをご持参ください。

療養費

次のような場合は、かかった医療費をいったん全額自己負担していただきますが、必要な書類を添えて申請し、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認めたものについては、一部負担金を除いた額が払い戻されます。

- 急病などのやむを得ない事情で、被保険者証を持たずに医療機関等にかかったときの費用
- 海外旅行中に医療機関等にかかったときの費用
- 医師が必要と認めた治療用装具（コルセットなど）の費用
- 医師が必要と認めた、はり、きゅう、あんま・マッサージの費用
- 打撲・ねんざ等で柔道整復師の施術を受けたときの費用
- 輸血したときの生血代（保険適用されている場合を除く）
- 疾病または負傷により移動することが著しく困難な状況において、緊急かつやむを得ず、医師の指示により転院などの移送にかかった費用

限度額適用認定証の交付

問 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎ 594-5542

課税所得145万円以上690万円未満の区分に該当の方は「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示することにより、同じ月で同じ医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。「限度額適用認定証」の交付については申請が必要です。

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

問 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎ 594-5542

区分Ⅰ・Ⅱに該当の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に提示することにより、同じ月で同じ医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。（所得区分が現役並み所得者Ⅲと一般の方は、保険証のみで自己負担限度額までのお支払いとなります。）また、食事・生活療養標準負担額が減額となります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付については申請が必要です。

特定疾病療養受領証の交付

問 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎ 594-5542

次のいずれかに該当する人が対象となり、別途申請が必要となります。

- 人工透析を実施している慢性腎不全
- 血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（血友病）
- 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV等）

交通事故等にあったとき

問 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎ 594-5542

交通事故等第三者（加害者）による行為でけが等をした場合は、原則として医療費は加害者が負担すべきものですが、後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。この場合、埼玉県後期高齢者医療広域連合で治療にかかる費用を一時的に立て替え、あとで加害者に請求することになりますので、対象となる人は「第三者の行為による被害届」の手続きを速やかに行ってください。加害者から治療費を受け取ったり、示談の内容によっては、後期高齢者医療制度で治療を受けることができなくなることがありますのでご注意ください。

その他の制度・手続き

問 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎ 594-5542

人間ドック検診等補助金

北本市に住民登録をしている後期高齢者医療制度加入者で、後期高齢者医療保険料を滞納していない人が対象です。

人間ドック検診または脳ドック検診を実施している医療機関であれば、全国どこでも補助対象となります。補助額は、検診料の7割（ただし上限2万円）です。補助金を受けることができる回数は、年度ごと（4月1日～翌年3月31日）に人間ドックまたは脳ドック検診のいずれか1回を限度とします。

3. 国民年金について

国民年金は、働く世代が出し合った保険料と税金を合わせて、老齢の世代に年金を支給して経済的に援助する、世代間の支え合いの制度です。

また、老後だけではなく、思わぬけがや病気で障がい者になったとき、あるいは配偶者を亡くして遺族になったときにも年金が支給される制度です。

国民年金は、老後のものだけではなく、今現在の「もしも」に備えるものでもあります。

加入の種類

問 保険年金課 国民年金担当 ☎ 594-5543

希望で加入する人（任意加入）

- 外国に居住する日本国民（20歳以上65歳未満で、20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の人）
- 60歳以上65歳未満の老齢基礎年金を受けていない人（日本に住んでいる人で厚生年金保険加入者、共済組合以外の人で、20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の人）
- 年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人

必ず加入する人（強制加入）

国内に居住する20歳から60歳までの人（厚生年金、共済組合に加入者は除く）

《加入または種別変更の届出》

- 厚生年金、共済組合をやめたとき（60歳未満で退職したとき）
- 第3号被保険者が配偶者の扶養から外れたとき
- 第3号被保険者を扶養する年金加入者が65歳以上になったとき

《住所変更の届出》

- 北本市に引っ越してきたとき

年金の種類と受給

問 保険年金課 国民年金担当 ☎ 594-5543

老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間（免除を受けた期間などを含む）が10年以上ある人が65歳になったときに支給されます。

ただし、平成29年8月以前は国民年金保険料を納めた期間（免除を受けた期間などを含む）が25年以上となります。

障害基礎年金

下記の支給要件を満たす人で、初めて医師の診療を受けたときから、1年6か月経過したときに障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態となったときに支給されます。

【支給要件】

- (1) 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること
 - ・ 国民年金加入期間
 - ・ 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
 - (2) 一定の障害の状態にあること
 - (3) 保険料の納付要件を満たしていること
- 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。
- ① 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
 - ② 初診日において65歳未満であり、初診日が令和8年3月末日までにあるときは初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
- また、20歳以前に一定の障がいの状態となった人は、20歳から支給されます（ただし本人の所得制限あり）。

遺族基礎年金

加入中あるいは老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が亡くなったとき（※）、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者、または子が婚姻していない場合に支給されます（子とは18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子、または1級・2級の障がいがある20歳未満の子をいいます）。

※国民年金の被保険者の期間または国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人は、被保険者期間のうち、保険料納付が3分の2以上あること。ただし、死亡日が令和8年3月末日までは、直近の1年間に保険料の滞納がないこと。

寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間が10年以上ある夫が亡くなったとき、その妻（婚姻期間10年以上）に支給されます。

死亡一時金

36月以上国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた人が年金を受けずに亡くなったとき、その人と生計を同じくしていた遺族に支給されます。

- 遺族が遺族基礎年金の支給を受けられるときは、支給されません。
- 寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択することになります。
- 死亡一時金を受ける権利は、死亡日の翌日から2年で時効となります。

保険料の免除・納付猶予

問 保険年金課 国民年金担当 ☎ 594-5543

保険料の免除

経済的な理由などで保険料の支払いが困難なとき、本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の場合、申請し承認されることにより保険料の免除（全額・4分の3・半額・4分の1）が受けられる場合があります。

免除期間は受給資格年数として計算されますが、免除を受けた分は年金額に反映されません。10年以内に免除を受けた分を追納すると、通常に納付した場合と同じ年金額になります。

学生納付特例

対象校に在学する学生の期間中は、学生本人の所得が一定の所得以下の場合、申請し承認されることにより保険料の納付が猶予されます。納付特例期間は受給資格年数として計算されますが、年金額に反映されません。10年以内に追納すると、通常に納付した場合と同じ年金額になります。

納付猶予制度

50歳未満の第1号被保険者の人は、本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請し承認されることにより保険料の納付が猶予されます。猶予期間は受給資格年数として計算されますが、年金額に反映されません。10年以内に追納すると、通常に納付した場合と同じ年金額になります。

大宮年金事務所

北本市域の国民年金を管轄しています。

国民年金保険料納付通知書の発行や、年金相談を行っています。

住 所 〒331-9577 さいたま市北区宮原町 4-19-9

電 話 048-652-3399

最寄駅 JR 高崎線宮原駅

時 間 8：30～17：15

4. その他の給付などについて

交通遺児手当（再掲）

問 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ 594-5537

▶対象者

交通災害により父もしくは母、または父母とも失った児童生徒（就労していない児童生徒で18歳年度末まで）の保護者に支給します。

▶内容

6か月まとめて3月・9月に支給します。

交通事故や傷害事件にあったら（国民健康保険）（再掲）

問 保険年金課 国民健康保険担当 ☎594-5541

交通事故など第三者行為によってけがをしたときは、原則として医療費は加害者が負担すべきものですが、国保で治療を受けられる場合もあります。国保を使って治療を受けたときは、国保が一時立て替え、あとで国保が加害者から返してもらうことになります。対象となる人は、「第三者の行為による被害届」の手続を速やかに行ってください。また、示談などにより加害者から治療費を受け取っていると、国保は使えなくなりますのでご注意ください。

交通事故等にあったとき（後期高齢者医療制度）（再掲）

問 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎ 594-5542

交通事故等第三者（加害者）による行為でけが等をした場合は、原則として医療費は加害者が負担すべきものですが、後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。この場合、埼玉県後期高齢者医療広域連合で治療にかかる費用を一時的に立て替え、あとで加害者に請求することになりますので、対象となる人は「第三者の行為による被害届」の手続きを速やかに行ってください。加害者から治療費を受け取ったり、示談の内容によっては、後期高齢者医療制度で治療を受けることができなくなることがありますのでご注意ください。

交通事故等にあったとき（介護保険制度）（再掲）

問 高齢介護課 介護担当 ☎ 594-5540

介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。

ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、市区町村が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。

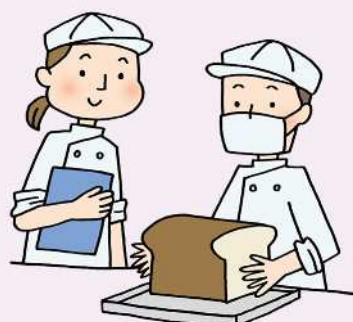
市区町村が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要です。

交通事故等により要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は、介護保険部局の窓口へ届出をお願いします。

7章 生活のこと（お金・住まい・仕事）

1. お金・金銭管理・子どもの学習への支援p.73
2. 就労・就職p.74
3. 住まいp.75
4. 相続（亡くなってからのこと・生前にできること）
.....p.77
5. 成年後見p.78

相談内容	案内する事業・項目
生活・お金のことで困っている	▶ 生活保護p.73 ▶ 生活困窮者自立支援制度p.73 ▶ 生活福祉資金の貸付p.73
災害に遭った	▶ 災害見舞金等の支給p.73
働きたい 働ける場所を探している	▶ 生活困窮者自立支援制度p.73 ▶ 求人相談（無料職業紹介所）p.74 ▶ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業p.74 ▶ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業p.74 ▶ 北本市シルバー人材センターp.74 ▶ 就労移行支援p.74 ▶ 就労継続支援（A型・B型）p.74 ▶ 就労定着支援p.74



相談内容	案内する事業・項目
住まいを探している	▶ 公営住宅等の入居について …p.75 ▶ 施設サービス（介護保険サービス） …p.75 ▶ 地域密着型サービス（介護保険サービス） …p.76 ▶ 高齢者世帯住み替え家賃の助成 …p.76 ▶ 老人居室等整備資金貸付 …p.76 ▶ 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付） …p.76
自分が亡くなる前/高齢の親族が亡くなる前にどのような準備をしたらよいか	▶ 法律相談 …p.77 ▶ 北本市「わたしの」整理帳<エンディングノート> …p.77
判断能力が不十分な方への支援/認知症などの不安に備えたい	▶ 成年後見 …p.78



1. お金・金銭管理・子どもの学習への支援

生活保護

問 共生福祉課 生活保護担当 ☎ 594-5536

病気や事故などで働き手を失い、収入が減ったり、医療費が払えなかったりして生活にお困りの人に最低限度の生活を保障しています。これは、経済的に自立し、安定した生活ができるようになるまで、一時的に援護する制度です。要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

生活困窮者自立支援制度

問 共生福祉課 地域共生担当 ☎ 594-5517

生活に困窮する人（生活保護受給者の人を除く）が抱える失業、生計、子どもの学習など様々な課題について、専任の相談員が関係機関と連携しながら支援や見守りをを行います。

災害見舞金等の支給

問 共生福祉課 地域福祉・監査担当 ☎ 594-5534

▶対象者

火災などの災害を受けた、被災者またはその遺族

見舞金	
住居の全焼・全壊・流失	100,000 円
住居の半焼・半壊	50,000 円
住居の床上浸水	30,000 円
住居の一部損壊	20,000 円
死亡者	100,000 円
負傷者(入院 1 か月以上)	30,000 円

※住居の一部損壊とは災害により住居の電気、ガス若しくは水道の供給に係る附属設備または屋根部分が損壊し、一時的にその機能を損なう程度の被害とします。

※申請には、り災証明書が必要です。

※被災した日の翌日から起算して30日以内に申請してください。

生活福祉資金の貸付

問 北本市社会福祉協議会 ☎ 593-2961

他の貸付制度や親族等から支援を受けることができない、所得の少ない世帯、障がい者または65歳以上の高齢者世帯を対象とした貸付です。

資金種類に応じ貸付条件、基準、貸付利子、返済期間などが異なりますので、詳細はお問い合わせください。

2. 就労・就職

求人相談（無料職業紹介所）

問 産業観光課 商工労政・観光担当 ☎ 594-5530

市では、市内の雇用の促進を図るため、勤労福祉センター内に無料職業紹介所を開設しています。

地域で就職したい人を対象にきめ細やかな相談を行い、その希望と能力に応じた職業に速やかにつくことができるようにサポートします。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業（再掲）

問 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ 594-5537

ひとり親家庭のお母さん・お父さんの就業を支援するため、指定された講座を受講した場合に、受講料の一部を支給する制度です。

詳しくは事前にお問い合わせください。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業（再掲）

問 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ 594-5537

ひとり親家庭のお母さん・お父さんの就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るために、修学期間の一定期間について、高等職業訓練促進給付金等を支給する制度です。

詳しくは事前にお問い合わせください。

北本市シルバー人材センター

問 北本市シルバー人材センター ☎ 594-9906

60歳以上でもできる仕事がないか、シルバー人材センターで紹介しております。仕事をするには、シルバー人材センターの会員になる必要があります。毎月第3木曜日10時からシルバー人材センターで説明会を行っています。詳しくはシルバー人材センターにお問い合わせください。

就労移行支援（再掲）

問 障がい福祉課 相談支援担当 ☎ 594-5535

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援(A型・B型) (再掲)

問 障がい福祉課 相談支援担当 ☎ 594-5535

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援（再掲）

問 障がい福祉課 相談支援担当 ☎ 594-5535

就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。

3. 住まい

公営住宅等の入居について

市営住宅

■ 台原住宅、山中住宅

入居募集は空きが生じた場合のみ行います。高齢者世帯・障害者世帯・母子世帯等に該当する世帯については、抽選の当選率が優遇される場合があります。

市営住宅：(土、日、祝日休み)

問 建築開発課 営繕・住宅担当 ☎ 594-5551

県営住宅(市内)

■ ニツ家団地、中丸団地、本宿団地

入居募集は定期的に年4回(1月、4月、7月、10月)行われています。高齢者世帯・障害者世帯・母子世帯等に該当する世帯については、抽選の当選率が優遇される場合があります。

県営住宅：(土、日、祝日休み)

埼玉県住宅供給公社 ☎ 048-829-2875

UR 賃貸住宅 (都市再生機構)

■ 北本団地

一般住宅のほか、健康寿命サポート住宅等の募集を実施しています。

※原則、抽選無しの先着順受付による募集となっています。

UR 賃貸住宅

UR 賃貸ショップ上尾 ☎ 048-871-7574 (休業日：水曜、年末年始 (12/29~1/3))

※各住宅の応募には入居資格等の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

施設サービス (介護保険サービス) (再掲)

問 高齢介護課 介護担当 ☎ 594-5540

※要支援と認定された人は利用できません。

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

※原則として要介護3以上の人が入所できます。

介護療養型医療施設

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

介護老人保健施設

状態の安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活での介護が受けられます。

地域密着型サービス（介護保険サービス）（再掲）

問 高齢介護課 介護担当 ☎ 594-5540

認知症対応型共同生活介護 （介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。※要支援1の人は利用できません。

高齢者世帯住み替え家賃の助成（再掲）

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

▶対象者

満65歳以上の単身世帯

満65歳以上の人を含む満60歳以上で構成される世帯

（いずれの場合も、市内に引き続き2年以上居住しており、生計中心者の前年度分の市民税所得割が非課税で生活保護を受けていない世帯。）

▶内容

賃貸家屋に居住し、取り壊し等により転居を求められた世帯、または3階以上に居住する世帯が2階、1階に転居した世帯で、転居後の家賃が上昇した場合その差額を助成します。

老人居室等整備資金貸付（再掲）

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

▶対象者

市内に引き続き1年以上住所を有し、市税を完納している人で、60歳以上の親族と同居して、老人居室等を必要とし、自力で工事が困難な人

▶内容

家屋の新築・増築・改築に際し、老人居室等整備のための資金を融資します。介護保険で住宅改修の給付を受けた場合、その額を差し引きます。（限度額は300万円、償還期間は10年以内とします。保証人が1人必要です。）

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）（再掲）

問 障がい福祉課 相談支援担当 ☎ 594-5535

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

4. 相続（亡くなってからのこと・生前にできること）

法律相談

問 市民課 市民相談担当 ☎ 594-5529

弁護士による法律相談

法律上の問題について相談に応じます。（予約制）

司法書士による法律相談

登記、成年後見人、遺言、相続、多重債務整理などの問題について相談に応じます。（予約制）

北本市「わたしの」整理帳 <エンディングノート>

問 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

人生を振り返り、ご自身の意思や希望などをわかりやすくまとめ、残しておくことで、家族等の助けとなるものです。

自身や家族のこと、財産のこと、もしもの時のこと・・・

テーマに沿って書き進めながら、思いを自然と整理できるようになっています。

「これからの人生を考える」きっかけとしてもご利用ください。

【配布場所】

- 高齢介護課窓口（市役所 1 階 5 番）
- 各地域包括支援センター

5. 成年後見

権利擁護支援センター

問 【障がい者】 障がい福祉課 相談支援担当 ☎ 594-5535

問 【高齢者】 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

▶ 成年後見制度とは

認知症や障がいなどのため判断能力が十分でない方が契約や財産に関する決定など、法的行為を行うことが必要となった際、家庭裁判所で選任された後見人等が本人に代わって法的行為を行い、本人の生活を支えるための制度です。

市では、権利擁護支援センターを設置し、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方が安心・安全な生活が送ることができるように、虐待に関する相談受付や、財産や権利を守る成年後見制度を円滑に利用できるよう支援します。

▶ 権利擁護支援センターの役割

（1）成年後見制度の活用促進

- 成年後見制度の普及・啓発
- 成年後見制度に関する相談と申立の支援

（2）虐待への対応

高齢者、障がい者に対する虐待防止対応

（3）消費者被害の防止

高齢者、障がい者の消費者被害の未然防止

▶ 開所日

月曜日～金曜日（年末年始と休日除く）

8：30～17：15

成年後見制度利用支援事業

問 【障がい者】 障がい福祉課 相談支援担当 ☎ 594-5535

問 【高齢者】 高齢介護課 高齢者福祉担当 ☎ 594-5539

後見等の申立てを行う親族がいない場合などに、市長が代わって申立てを行うとともに、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対しては、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

詳しくは、お問い合わせください。

8章 暴力・虐待・人権侵害のこと

子どもの権利に関する相談（再掲）

問 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当

☎048-590-5011

☎フリーダイヤル（子ども専用）0120-0874-56

子どもや保護者などから、子どもの権利に関する相談に応じ、助言や援助などを行っています。

▶相談の内容

市内に居住、通学、通勤、通所、入所する18歳未満の子どもに関すること。（18歳の高校生も含む。）

▶相談方法

電話、面談、手紙又は相談フォーム

▶受付時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）10：30～18：00

（17：15以降の相談は要予約）

児童虐待の防止（再掲）

児童虐待防止法において、子どもが虐待を受けていると思われる場合も通告・通報することが義務付けられています。そのような事態に直面した場合は、警察や下記の関係機関に通告・通報してください。

通告・通報した人の氏名等を、保護者などに伝えることはありません。

問 子育て支援課 児童相談担当 ☎ 511-7702

埼玉県中央児童相談所 ☎ 048-775-4152

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189

女性相談

問 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当 ☎ 594-5506

さまざまな悩みを持つ女性（性自認が女性の人を含む）を対象とした女性相談を実施しています。専門の女性相談員が相談を受けます。

【例】

- 自分の性格や生き方について悩んでいる。
- 家族、職場または近所での人間関係について悩んでいる。
- 夫や恋人からの暴力や暴言について悩んでいる。

▶対象者

北本市に在住、在勤または在学の女性（性自認が女性の人を含む）

▶相談方法

面談、電話、オンライン

相談は、予約制になりますので、電話又は相談フォームから相談の予約をしてください。相談日は広報又はホームページで確認してください。

男性相談

問 埼玉県男女共同参画推進センター（愛称：With You さいたま）

男性のための電話相談 ☎048-601-2175（毎月第1、3日曜日 11：00～15：00）

男性の臨床心理士が職場の人間関係、家族・夫婦、DV、生き方など男性全般の相談に応じています。

人権相談

問 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当 ☎ 594-5506

市では、人権に関するさまざまな悩みごとや心配ごとについて相談を受け、解決につなげるために、人権相談所を開設しています。

▶相談方法

相談日に会場へお越しください。

予約は不要、費用は無料です。電話による相談は、お受けしていません。（電話等による相談を希望する場合は、法務省が実施する人権相談をご利用ください。）

【例】

- いじめ、体罰を受けた。
- 暴行、虐待を受けた。
- 差別を受けた。
- 名誉毀損、プライバシー侵害を受けた。
- セクハラ、パワハラを受けた。

相談日は広報又はホームページで確認してください。

▶相談員

人権擁護委員

性的少数者（LGBTQ）のための相談窓口

LGBTQの方の多くが、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを周囲に相談できずに生活しています。

性的指向・性自認に関する悩みについて、相談できる専門窓口を設置しています。

一人で悩まず、相談してみませんか？

にじいろ県民相談（埼玉県 LGBTQ 県民相談）

☎0570-022-282

毎週土曜日（年末年始を除く）18時から21時30分まで（相談時間は22時まで）

こちらの二次元コードを読み込むと、LINEでの相談ができます▶



よりそいホットライン

（一般社団法人 社会的包摂サポートセンター）

☎0120-279-338

セクシュアル・マイノリティ電話法律相談

（東京弁護士会）

☎03-3581-5515

北本市パートナーシップ宣誓制度

問 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当 ☎ 594-5506

▶ 制度の概要

この制度は、法律上の効果が生じるものではありませんが、パートナーシップの関係にあるお二人の宣誓を市が尊重し、パートナーシップ宣誓証明書等を交付するものです。また、ファミリーシップにある者の氏名を証明書等に記載することもできます。

この制度の導入により、差別や偏見が解消され、多様性を認め合える社会により近づくことを期待しています。

▶ 宣誓を行うことができる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、以下の項目すべてに該当する方です。

成年であること

満18歳以上の方

宣誓者以外の方とパートナーシップ又は 事実婚の関係がないこと

宣誓者以外の方とパートナーシップや事実婚の関係にある方は、宣誓できません。

北本市民であること、または3か月以内に 転入を予定していること

転入予定の場合は、宣誓日から3か月以内に市内に転入することを証明する書類をご提出ください。パートナーシップ宣誓時に、転入予定日及び転入予定住所をご記入いただきます。

また、転入後は速やかにご連絡ください。

宣誓者同士が、民法に規定されている 婚姻できない間柄でないこと

（民法第734条または第735条に該当しないこと）
近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）の関係にある方は、宣誓できません。ただし、養子縁組をしたことにより当該関係に該当する場合は除きます。

結婚していないこと（配偶者がいないこと）

独身証明書、その他これに類する書類で確認します。

9 章 消費生活に関すること

消費生活相談

問 北本市消費生活センター（北本市役所市民課内） ☎ 511-8800

悪質商法による被害や商品・サービスに関する苦情、業者とのトラブル、多重債務などの消費生活に関する北本市民の相談窓口です。

予約不要で、相談は無料です。まずは、お電話でご相談ください。

法律相談（再掲）

問 市民課 市民相談担当 ☎ 594-5529

弁護士による法律相談

法律上の問題について相談に応じます。（予約制）

司法書士による法律相談

登記、成年後見人、遺言、相続、多重債務整理などの問題について相談に応じます。（予約制）

福祉の窓口および相談

北本市役所

☎591-1111

総務部

人権推進課	電話
人権推進・男女共同参画担当	594-5506
子どもの権利相談	590-5011
子どもの権利相談(子ども専用)	0120-0874-56

市民経済部

市民課	電話
市民相談担当	594-5529
消費生活センター	511-8800
産業観光課	電話
商工労政・観光担当	594-5530

福祉部

共生福祉課	電話
地域福祉・監査担当	594-5534
生活保護担当	594-5536
地域共生担当	594-5517
障がい福祉課	電話
相談支援担当	594-5535
障がい者就労支援センター	
給付担当	594-5504
高齢介護課	電話
高齢者福祉担当	594-5539
介護担当	594-5540

こども健康部

子育て支援課	電話
子育て支援担当	594-5537
児童相談担当	511-7702
保育課	電話
保育担当	594-5538
施設運営担当	511-7703
中央保育所	593-2315
深井保育所	542-8418
東保育所	590-1100
児童発達支援センター	592-8876
健康づくり課	電話
母子保健担当	594-5544
	511-0109
健康増進担当	594-5545
	511-7704
保険年金課	電話
国民健康保険担当	594-5541
	594-5575
後期高齢者医療担当	594-5542
国民年金担当	594-5543

教育部

学校教育課	電話
学事担当	594-5563
指導担当	594-5564
教育センター	591-2176

福祉総合相談窓口

問 共生福祉課 地域共生担当 ☎ 594-5517

「どこに相談すればよいのかわからない」「どうすれば解決するのかかわからない」といった様々な福祉の困りごとや不安について、相談支援員が丁寧に相談を受け、解決に向けて支援します。

▶ 窓口利用時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

(土曜日、日曜日、祝日は除きます)

▶ 場所

北本市役所1階共生福祉課内に開設しています

▶ その他

- ・相談は無料です。他の相談者と時間が重ならないよう、お電話等による事前予約にご協力ください。
- ・お電話での相談や相談予約のほか、市のホームページの問い合わせフォームからの相談も受け付けています。

子どものための相談窓口

子どもを育てていく上での不安や悩みなどのあらゆる相談をお受けします。

問 健康づくり課 母子保健担当 ☎ 594-5544

問 子育て支援課 児童相談担当 ☎ 511-7702

埼玉県中央児童相談所

上尾市上尾村 1242-1 ☎ 048-775-4152

児童相談所は、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決する専門の相談機関で児童福祉法に基づいて設置されています。18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人、家族、学校の先生、地域の人など、どなたからでもお受けします。

埼玉県総合リハビリテーションセンター

上尾市西貝塚 148-1 ☎ 048-781-2222

埼玉県鴻巣保健所

鴻巣市東 4-5-10 ☎ 048-541-0249

障害者相談支援事業所

障がい者の福祉に関する様々な問題につき、その相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行います。

利用は無料です。

▶ 利用相談窓口

(1) 生活相談支援センターしゃろーむ

(身体障がい、知的障がい、精神障がい、児童、難病)

北本市中丸 9-259

電話 048-598-7099

FAX 048-577-5948

(2) 生活支援センター夢の実

(主に精神障がい)

鴻巣市本町 1-1-3 エルミ 2 4 階

電話/FAX 048-501-8613

(3) 相談支援事業所あすなろ

(身体障がい、知的障がい、精神障がい、児童、難病)

北本市中丸 10-54-2

電話 048-594-7715

FAX 048-592-6721

埼玉県総合リハビリテーションセンター

(1) 身体障害者更生相談所部門

身体障がい者に関する専門的な相談・援助を行うとともに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、また、補装具の処方及び適合判定を行っています。相談・判定は、センター内のほか県内各地の会場を巡回して行っています。なお、相談・判定の申込みは、市町村経由で受け付けています。

(2) 知的障害者更生相談所部門

知的発達障がいのある人の福祉について、家庭その他からの相談に応じ、知的発達障がいのある人の医学的、心理学的及び職能的判定とこれに付随する必要な指導を行っています。相談・判定は、センター内のほか県内各地の会場を巡回して行っています。なお、相談・判定の申込みは、市町村経由で受け付けています。

(3) 厚生労働大臣認定健康増進施設

障がいのある方が地域で自立した健康・体力づくりやスポーツ活動ができるよう、体育館やプールでのトレーニングや健康管理指導を行います。利用に当たっては体力測定を行い、障がいの状態や体力レベルに応じたトレーニングや様々なスポーツを楽しむことができます。

問 障がい福祉課 相談支援担当 ☎ 594-5535

埼玉県総合リハビリテーションセンター
上尾市西貝塚 148-1

☎ 048-781-2222 (代表)

埼玉県鴻巣保健所

こどもの心の健康相談を行っています。また、精神保健に関する普及啓発や相談を行っています。

問 埼玉県鴻巣保健所

鴻巣市東 4-5-10

☎ 048-541-0249

埼玉県立精神保健福祉センター

精神保健福祉に関する課題のあるご本人やご家族のために、来所相談を行っています。

問 埼玉県立精神保健福祉センター

北足立郡伊奈町小室 818-2

☎ 048-723-6811 (予約専用)

埼玉県障害者交流センター

障がいのある人の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション活動への支援を実施します。

問

さいたま市浦和区大原 3-10-1

電話 048-834-2222 (代表)

FAX 048-834-3333

URL <http://www.kouryu.net/>

民生委員・児童委員、主任児童委員

高齢者、障がい児（者）や子育て世帯など、地域の要援護者の見守りやサポートを行うとともに、関係機関との協力のもと地域福祉の増進に努めています。

問 共生福祉課 地域福祉・監査担当

☎ 594-5534

聴覚障害者相談員

聴覚障害者等の福祉に熱意のある相談員が、聴覚障害者等の日常生活、社会生活上の問題について相談に応じ、関係機関と協力しながら支援を行っています。

問 埼玉聴覚障害者情報センター

さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

浦和合同庁舎別館内

電話 048-814-3353

F A X 048-814-3355

地域包括支援センター

東センター

深井 2 丁目 86 番地

☎577-5100

Fax580-5090

西センター

本町 6 丁目 232 番地（いこいの家内）

☎591-3495

Fax591-3035

きたもと寿苑

二ツ家 3 丁目 113 番地 3（きたもと寿苑内）

☎590-1000

Fax590-1110

北本社協

高尾 1 丁目 180 番地（総合福祉センター内）

☎590-4011

Fax592-9442

北本市シルバー人材センター

シルバー人材センターは、生きがいを求めて、また働くことを通じて社会参加しようとする高齢者に対して、臨時的かつ短期的な仕事を提供することを目的とした団体です。原則 60 歳以上の健康で働く意欲のある人が会員となり、「自主・自立、共働・共助」の理念に基づいて運営されています。

問 北本市シルバー人材センター **☎ 594-9906**

北本市社会福祉協議会

心配ごと相談、結婚相談、ボランティアの育成と相談の窓口となっています。

問 北本市社会福祉協議会 **☎ 593-2961**

福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や日常生活に必要な事務の手続き、暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝い等をするサービスです。この事業は、埼玉県社会福祉協議会の委託を受けて北本市社会福祉協議会が実施しています。

問 北本市社会福祉協議会 **☎ 593-2961**

発達障害についての相談窓口

発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他のこれに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。発達障害やその支援に関して、埼玉県が相談機関を設置しています。

問 埼玉県発達障害総合支援センター

発達障害のある 18 歳までの子どもとその家族の方からの電話相談をお受けしています。

さいたま市中央区新都心 1-2

埼玉県立小児医療センター南玄関 3 階

☎048-601-5551

問 埼玉県発達障害者支援センター

「まほろば」

19 歳以上の方の発達障害に関する相談をお受けしています。

川越市平塚新田東河原 201-2

☎049-239-3553

埼玉県高次脳機能障害者支援センター

事故や病気などで、脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出てきてしまう症状を高次脳機能障害といいます。高次脳機能障害のある人の相談支援充実のため、埼玉県がご本人やご家族、関係機関からの相談に対応する「総合相談窓口」を設置しています。

問 上尾市西貝塚148-1

埼玉県総合リハビリテーションセンター内

相談専用電話 048-781-2236

性的少数者（LGBTQ）のための相談窓口

にじいろ県民相談

（埼玉県 LGBTQ 県民相談）（再掲）

問 ☎ 0570-022-282

毎週土曜日（年末年始を除く）

18時から21時30分まで（相談時間は22時まで）

▶こちらの二次元コードを読み込むと、LINEでの相談ができます



よりそいホットライン（再掲）

（一般社団法人 社会的包摂サポートセンター）

問 ☎ 0120-279-338

セクシュアル・マイノリティ電話法律相談

（東京弁護士会）（再掲）

問 ☎ 03-3581-5515



発行 令和5年1月

北本市福祉部共生福祉課

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

TEL:048-591-1111

改定 令和6年6月